

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 頌 健	2番	横田 真 澄
3番	北村 彰 敏	4番	関谷 英 樹
5番	今井 充 子	7番	藤橋 直 樹
8番	若原 達 夫	9番	鳥居 佳 史
10番	関谷 守 彦	11番	森 清 一
12番	馬 渕 ひろし	13番	今木 啓一郎
14番	杉原 克 巳	15番	棚橋 敏 明
16番	庄田 昭 人	17番	若井 千 尋
18番	若園 五 朗		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

6番 広瀬 守 克

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市民部長兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事務局 長	佐 藤 雅 人	会計管理者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 事務局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 井上克彦 書記 廣瀬潤一

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 皆さん、おはようございます。

そして、傍聴の方、早朝から、心より敬意を表します。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

日本病という言葉があります。今日本が置かれている状況を客観的に表現しているなと思います。低賃金、低金利、低成長、低物価、私は瑞穂市においても、行政サービスがやはり客観的にどのように行われているかを冷静にトータルに見て判断する。判断するというか、行政サービスをしていく必要があると思います。特に税金の使い方においてです。今回の一般質問におきましては、後半においてその点について質問させていただきます。

以下は、質問席にて質問させていただきます。

最初の質問は、高齢者の移動の確保について質問させていただきます。

まず、瑞穂市内で高齢者タクシー助成に該当する対象者は、現在どれほどいますか。

そして、今後の将来の予想はどのようになっていますか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

瑞穂市におきましては、75歳以上の高齢者の方は、令和6年10月末現在で約6,800人お見えになります。その中で高齢者タクシー利用助成の要件に該当する方が何人見えるかにつきましては、市では把握が困難でございます。

タクシーチケットの交付者数でございますが、直近の3年間で令和4年は625人、令和5年で820人、令和6年は923人と約1.1倍から1.3倍増加をしている状況でございます。この増加傾向は、制度の周知が進んだこと、運転免許要件の緩和などが要因であると思っております。

今後につきましては、対象者となる高齢者の方の増加が見込まれており、また今後の助成制度の要件緩和などの拡充によりまして、利用者は今後増加していくと予想をしております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） そうですね、タクシーチケット利用者に該当する方を把握するのは困難だと思いますけれども、今部長おっしゃったように、今後少なくとも増えていくということが予想されるという状況の中で、高齢者のタクシー助成事業、今話題にした事業及びみずほバスのそれぞれの費用対効果についてお聞きしたいんですけれども、行政が実施する事業について、費用対効果で全て実施の判断になると思いません。やはり、例えば公共交通であったら、市の地域が広ければ過疎地のところでどうしても公共交通が必要なところは、これは赤字でも当然必要な方のためにサービスが必要ということで、そういう場合もありますけれども、基本的には預かった税金を市民のサービスのためにいかに効率よく市民が望むように税金を使われているかという視点は少なからず必要だと思います。

そういう視点において、費用対効果についてどのようにお考えかお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 費用対効果につきましては、何を基準にするかによって判断は非常に難しいと思っております。

タクシーチケットの交付を受けた方は、通院、買物など使い道は様々であると思いますが、タクシーチケットの利用枚数を基準とした場合、チケット交付を受けた方で、チケットを全く利用されない方が約2割弱お見えになることが利用状況の分析により分かっております。理由として考えられますのは、いざというときに使うために、利用する機会をうかがっているうちに利用するタイミングを失ってしまうという方も多く見えるのではないかと推察をいたします。

費用対効果という観点からも、今後の利用助成事業の事業展開などの参考とするために、利用の状況、利用の目的、利用のタイミングなどを把握するために、チケット交付者へのアンケートなども今後検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ちなみに、瑞穂市で行われているみずほバス、コミュニティバスですね。近隣では、大野町が平成17年に公共交通として高齢者の方の利用状況を把握するためにコミバスの実証実験をやったんですね。平成17年、4か月ですけれども、利用者が非常に少なかったと。

具体的には、4コースやって、1日1コース、9便使ったんですけれども、1コース1日6

人弱しか利用されなかったということで、これではとてもやっても費用対効果という部分ではどうかということでやめました。その代わりに代替案を考えて、大野町ではデマンドタクシーをやり始めたといういきさつがあります。

ちなみに瑞穂市で、今高齢者65歳以上の利用者が、令和6年7月の一日の調査ですけれども、1コースの1台当たり高齢者の方2人ぐらいの利用だということで、こういう状況なんですね。

それで、今タクシー助成の話も出ましたので、高齢者のタクシー助成について、この市町村、神戸町と大野町と本巢市と瑞穂市、タクシーを使つての助成をしています。

ここから私なりのちょっと費用対効果的な部分で検証してみました。

例えば神戸町、いろいろ紹介を今までさせていただいていますばらタクという制度があります。神戸町は、後期高齢者、75歳以上の方が3,400人います。そして、年間のばらタクの利用者が5万2,000人、そして単純に75歳以上の後期高齢者の方が今5万2,000人使われているということで、じゃあ何倍の、数字の上で何倍の方が使っているかという15.2倍、後期高齢者が3,400人に対して年間で15.2倍の人が使っているという、こういう状況です。

大野町について調べましたら、大野町は後期高齢者が3,500人、デマンドタクシーあいのりくんですね。これを使っている方が年間8,241人、先ほどの後期高齢者の人口で割りますと2.4倍です。

本巢市は、後期高齢者、本巢市も瑞穂市と同じように高齢者助成制度をやっています。年間60枚のタクシーチケットを高齢者の方に配付しています。1枚500円ですけれどね。本巢市の方は、後期高齢者が5,600人います。そして、タクシーチケットを利用されている方が2万1,000人。利用率として3.8倍。

さて、我が瑞穂市では、後期高齢者の方が6,500人。このタクシーチケットの利用者総人数は1万2,000人、1.8倍。残念ながらタクシーチケットというか、タクシーを利用しての高齢者の利用率としては、今の数字を見る限り、なかなか近隣の町村と比べても少ないという状況が見えてきて、やはりこの高齢者の方の移動に費用をそれなりにかけていますけれども、ぜひ何らかの検証をしながら、市民の方の足の、高齢者の方の移動の困難な方の移動確保を考えていただきたいと思います。

高齢者の移動については、この要望しかありません。ぜひこれから瑞穂市も高齢者の方増えてきますので、検討お願いしたいと思います。もし私の今の要望について、何か御答弁とか御意見いただければと思いますが、ありましたらお願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 鳥居議員言われるとおり、タクシー助成事業につきましては、いろいろな要望もいただいておりますので、今、いろんな方面から考えている最中ですので、今後また変更等ございましたら報告をさせていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 3番目の質問をきちっとしていただけたら答えられます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今、部長からいろいろ検討、進めていくという御答弁をいただきましたので、これでよろしいです。

では、次の質問に入らせていただきます。

地震災害対策についてです。今回は特に地震という切り口で質問させていただきます。

地震による災害対策を、この瑞穂市には防災マニュアル、避難所運営マニュアルというのがきちっと作られています。私も読ませていただいて、よく整理されているなどは思います。ただ中で、具体的なところで今回はちょっとお聞きしたいなと思います。

今年の3月の議会で、広瀬守克議員の質問に対しての答弁で、能登半島地震では中能登町と輪島市に20名近くの職員が派遣されていますと。派遣職員による部長会で、その情報が全職員に共有されているとの答弁がありました。

そこで伺います。

能登地震や東日本大震災などへの職員の派遣により得られた知見から、今後強化していく対策は何でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

令和6年能登半島地震に対し、当市から延べ24名の職員を派遣し、被災地の復旧・復興支援に対応いたしました。派遣期間が終了した際に、議員言われるとおり、被災地派遣職員によるワークショップを開催し、その中では主に避難所の環境についての話題が中心となり、多くの職員が避難所での水の確保とトイレの環境の整備を上げており、今後早急に強化していく必要があると再度認識いたしました。

強化していく対策としては、派遣職員の意見を踏まえ、水の確保、トイレ環境が上げられると考えております。水の確保については、従来の飲料水の備蓄は500ミリリットルのペットボトルのみでしたが、十分な量の飲料水の確保とならないため、今年度に簡易給水バッグの購入と市内小学校の受水槽への蛇口の取付工事を行い、さらなる水の確保に努めてまいります。

簡易給水バッグは、別府や宮田の水源地でバッグに給水し、軽トラックなどにより避難所へ搬入し給水することを想定しております。市内小学校の受水槽への蛇口の取付工事は、受水槽に蛇口を取り付け、受水槽内の水を災害時に飲料水として使用するものでございます。

次に、トイレ環境の整備につきましては、避難所のトイレが使用できなくなった場合のために、各避難所に簡易トイレと凝固剤を備蓄しております。まだまだ十分でないトイレ問題を少しでも解決するため、被災地の避難所でも使用してございましたサニタクリーンの備蓄を7年計

画で進めるとともに、自動ラップ式トイレの整備も進めております。この自動ラップ式トイレは、使用后、袋を自動で圧着することができ、衛生面や労働面で非常に優れており、生活スペースに配置することもできるため、要配慮者にとっても使いやすくなっております。

さらには、被災地でも使用されておりましたトイレトレーラーについては、衛生面にも優れており、災害時以外での活用も期待できるため、購入に向け検討していきたいと考えております。

今後は、使用後の手洗い用の水や消毒液を確保することも必要であり、感染症の拡大防止にもしっかり対策を進めていきたいと考えております。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今、水、トイレ等の話が、水については後ほどちょっとさらに別の視点で質問させていただきますけれども、質問の順番に沿ってさせていただきます。

災害時の民間の避難所についてお聞きします。

民間の避難所があると思いますけれども、それはどこでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 市内には指定避難所が26施設あり、指定避難所とは、市が施設を指定し、災害により自宅などに住むことができない方が一定期間避難生活をするための施設となります。

議員御質問の民間の避難所とは、市の協定により、災害時に利用させていただいている施設のことで、1施設となります。こちらのほうは、本田の地内にございます。そのほか、要配慮者の受入れが可能な施設として12施設、屋外の施設として4施設となります。

次に、民間の協定施設の市民への周知につきましては、防災読本への掲載やホームページでの周知を行っております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 民間の施設について、その民間の施設が避難所になっていますよという周知についてですけれども、いつも目にできる、具体的にいうとサインとか、ここは災害時は避難施設になっていますよというサイン等があると、近隣の方とかいつでも認知できるわけです。ああ、何かあったらここに行けばいいんだなという。

そういう意味で、ぜひそういう避難場所だというサインをやっぱりつけるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） こちらの防災避難所につきましては、防災読本のほうにも掲載され

ております。こちらのほうは、各御家庭に配付させていただいておるところでございます。

また、議員おっしゃるとおり、分かるようにというような表示のことにつきましては、今後また検討、協定の企業様と相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 民間の施設を提供していただけるという部分で、提供する側も市民の人から認知があると、やっぱりそれなりにやりがいというんですかね。ぜひ来てくださいねという気持ちがある、やっぱりサインがあることによってつけていただいているんだという思いも強まるので、ぜひこれは前向きに設置していただきたいと思っておりますけれども、設置していただけますか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 先ほど企画部長のほうからお答えさせていただいた避難所の指定避難所、公共の施設の26か所以外の民間の施設については、この26か所が満タンになった場合に民間に行くという形になりますので、そこに最初から指定避難所というふうに表示することは避けたいというふうに思っております。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） その話は分かりますけど、微妙ですよ。いっぱいになってから、大体大災害のときは、もうどこもいっぱいになるんじゃないですか。

やっぱり収容所は余るほど事前に用意しておいてもいいんじゃないかと思うんですけれども、ぎちぎちになったら、はい、次いっぱいだからどこどこというんじゃなくて、私はそういうふうに思うんですけれども、先ほど言いましたように、民間の施設を提供しますよという、そういう気持ちを重んじて、どうなんでしょうかね。

やっぱり近くの人とか、慣れているところに避難するというのはあると思うんで、その辺は、今副市長の答弁は分かりますけれども、私は今言ったような視点で事前に周知して、そこに二次避難所と二次ということを書くことによって、二次とはどういうことだという話で、またその辺は理解していただけるかも分かんないと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

次ですけれども、避難所での各世帯ごとのプライバシーについてどのようにお考えでしょうか。やはり各世帯、家族で避難されたら、その家族のプライバシーの確保についてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

避難所生活の中で最もストレスとなることのひとつが、見ず知らずの他人と一緒に生活することと言われており、議員が言われるプライバシーの問題だと思っております。

瑞穂市避難所運営マニュアルや地域防災計画には、避難所におけるプライバシーの確保は、避難所の良好な生活環境の確保のためにもできるだけ早期に対応することが必要であると記載されております。具体的な取組としましては、避難所においてパーティション等により世帯ごとに間仕切りすることを進めております。パーティション等で間仕切りすることにより、プライバシーが確保され、ストレス緩和につながり、感染症予防にも効果があると言われ、避難所の環境改善、整備につながると考えております。

しかし一方で、防犯上の問題や備蓄数、備蓄スペースも懸念されるため、障害者、妊産婦の方を含む世帯を優先的に使用していただくなど、各避難所に合わせたルールを考えていくことが必要となります。

なお、パーティションの設置に当たっては、平時より自治会等対象の避難所運営訓練の中で設置訓練をしていただいておりますが、今後も設置方法について広く市民の皆様へ周知して努めていきたいと考えております。

大きな災害が発生した場合、避難生活が長期化することが考えられることから、避難所でのプライベート空間の確保は非常に重要な課題であると認識しており、パーティションによる間仕切りのみではなく、教室等個室を活用した避難所運営なども視野に入れて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今、パーティションということでお話がありましたけれども、具体的にパーティションは備蓄等をされているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

総数となりますが、現在のパーティションの数量は1,960個備蓄しておるところでございます。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） その数が適当かどうかという部分では、大きな震災があったときにはとてもちょっと足りないかなと思います。これ確保するのはいいけど、備蓄するところも、どこに備蓄するんだという問題も分かりますけれども、いろいろ災害のときに何をしたらいいかという優先項目はあると思いますけれども、このマニュアルにいろいろ細かく書いてあって、実

際の詰めのところ、そのプライバシーの確保の重要性が書いてあります。今言った視点での、より市民の人に避難生活に耐えられる環境を保つという意味では、今のパーティション等によるプライバシーの確保も大事だと思いますので、少しずつ準備していただきたいなと思います。次の質問です。

災害時の市内にある613基の防火井戸の活用方法についてはどうなっているかお聞きします。

防火井戸というのは消火栓等で、道路に埋設する消火栓の井戸を使うとか、そういうことだと思うんですけども、それについてどのようになっていますか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

今議員おっしゃったように、防火井戸とは、水道と同じ構造の消火栓とは違い、地下水から直接くみ上げる構造で、ポンプなどの機器や電源を必要とし、市内には令和5年4月1日現在で613基設置されております。自然災害を含め火災発生時に、消防署、消防団などが消防水利として消火活動に使用するものでございます。

議員御質問の災害時の防火井戸の活用方法については、本来の消防水利としての活用はもちろんです、以前にも答弁させていただいておりますが、洗濯やトイレ洗浄など、地域住民の生活用水としての利用も可能と考えております。被災時には水道をはじめとした生活インフラにも影響が出ていることが想定され、被災時における水の必要性、緊急性は過去のどの災害でも叫ばれており、その確保は非常に重要なことと認識しております。そのため、消火活動に利用されていない防火井戸にくみ上げ用のポンプを設置し、生活用水として防火井戸を利用することも想定しております。

防火井戸は、地面に対して垂直に伸びているため、地震の影響を受けにくいとも言われ、災害時にも使用することができると考えております。防火井戸を使用することによって、被災者の水不足が幾分解消されるものと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 災害時にポンプですね、電動ポンプのことをおっしゃったと思いますけれども、電動ポンプが何か所あるのかということでは数が限りがあると思いますけれども、私は提案させていただきたいのは、手押しポンプありますね、部長とか皆さん、御存じだと思いますけど、手押しポンプを台車に乗っけて台車に組み込まれるんです。台車に乗った手押しポンプが、ホースがずうっとつながってまして、それを台車に乗っかっているんで自由に移動させて、井戸まで行って、ホース垂らしてシュッ。これにくみ上げられるんですね。電動でなくていいんですね。

こういう手押しポンプというのが実はありまして、価格としては10万から20万ぐらいの価格

なんですね。やっぱりこれなんかは、613基もあるんであれば、やっぱりそれを準備しておくことが電源等のことも考えずにいけると思うんで、その点を一度考えていただけたらと思います。

そして最後ですけれども、先ほどの広瀬守克議員の質問の中で、防災時協力井戸の制度は瑞穂市ではないとの3月議会での守克議員の質問に対してありましたが、個人所有の井戸の活用方法についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

個人所有の井戸の活用方法については、瑞穂市では、その活用方法についての制度等を現在設けておりません。また、それぞれの井戸の設置状況についても現在は把握しておりません。

しかし、地下水が豊富な当市では、相当数の家庭用井戸が存在するのではないかと推測いたします。そのため、被災した場合の自宅用生活水の確保をはじめ、近隣の方々などで、お互いを支え合う助け合う共助のために地域コミュニティを生かして活用いただけるのではないかと考えております。

行政が主導する公助の充実はもちろんでございますが、御自身でできることを行っていただく自助、御近所同士での顔の見える関係を築き、支え合っていただく共助を進めていくことが、瑞穂市の防災対応力を高めていくことにつながるのではないかと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 私もそういうことだと思います。ですから、防災訓練とか自治会であるときに、できましたら住民の方に、自分のところには井戸があるよという方の世帯を把握して、いざというときは水を何とかしましょうねということは、皆さんに自治会長さんを通して、自治会の中で共有できるようになったらいいなと思います。

それで、議長、先ほど私、最初の高齢者の移動の確保について、最後の質問を、議長のアドバイスをちょっとはっきりと、ごめんなさい、せっかくアドバイスいただいて理解できなくて、3番目の最後の質問が実はきちっと質問できなかった。今からさせていただいてよろしいですか。

○議長（庄田昭人君） では、最初の高齢者の移動の確保についての3番目の質問、今、鳥居議員からもう一度ということですので、部長が答えられるところで、準備がよかったらよろしいでしょうか。

質問からよろしく申し上げます。

○9番（鳥居佳史君） すみません、高齢者の移動の確保について、大野町のデマンドタクシーや神戸町のばらタクの事業を今後検討するのか。しないのであれば、その理由は、お聞かせく

ださい。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

みずほバスは、令和5年度に運行開始から過去最高の12万1,318人の御利用をいただき、今年度も10月までの実績が昨年度実績を上回る利用となっており、年々多くの市民の方に御利用いただいております。特に通勤通学での朝の時間帯の御利用は年々増加し、通勤通学の足として市民の皆様に着している状況でございます。

一方で、バス停までの移動も困難な方々がいらっしゃることから、コミュニティバスとは別に交通手段を考える必要があることは認識しており、現在、議員が言われる大野町、神戸町、さらには各務原市などの公共交通を調査し研究しているところでございます。また、高齢者の方にとってよりよい移動手段となるよう、現在実施している高齢者タクシー助成を今後拡大していくことも検討しながら、今後はデマンド等も検討していきたいと考えております。

市では、来年度から3年間かけ、公共交通の在り方を明らかにする瑞穂市地域公共交通計画の策定を計画しており、策定に当たり、市民の移動ニーズの把握や交通事業者との協議を行いながら、公益性と経済合理性のバランスが取れた瑞穂市に一番合った公共交通の在り方を検討していきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 通告順ということですので、御注意ください。

では、次の質問をお願いします。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ありがとうございます。大変失礼しました。

それでは、最後の質問です。

税金の使い方についてお尋ねします。

下水道経営に関する留意事項として、平成16年12月16日に国土交通省から、下水道管理指導室通知というものが出されていまして、ここに、下水道管理者は、能率的な経営の下で必要となる事業の管理・運営費用の全てを回収できる水準に下水道使用料を設定し、これを確実に徴収するように努めなければならないとあります。

瑞穂処理区の第1期事業計画における下水道使用料金の設定根拠はどのようになっていますか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

公共下水道瑞穂処理区の下水道使用料の設定は、現行の下水道使用料金を用いております。

当市の下水道使用料の基本料金は、税抜き1立方メートルであります。160円であり、岐阜

県の市町村平均より高めとなっており、また総務省が下水道使用料の目安とする1立方メートル当たり150円より高い単価となっており、現在の瑞穂市の下水道の経営状況を勘案すると、現在の下水道使用料は適正であると考えています。

しかし、ウクライナの侵攻以降、建設価格や物価の上昇が継続していることから、中長期的には下水道使用料の見直しも必要と考えております。

このようなことから、下水道使用料については、今後瑞穂市上下水道審議会に下水道経営全般を諮問し、その中で審議をしていく予定と考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 基本的に下水道事業、企業会計ということで、使用料収入から維持管理等を賄うということが原則ということで、それを前提に使用料を決めるということですけども、今の瑞穂処理区の場合に、建設工事費が上がっている中で、常識に考えると、初期投資が上がっているということは利用料も当然上げざるを得ないかなというふうに思うんですけども、もし瑞穂処理区がそういう事情で利用料金を上げるということになった場合には、既存の西処理区とかは、使用料金というのは同じように上げるということになるんですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのことについても、今後の上下水道審議会で検討していきたいと考えております。

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

〔9番議員挙手〕

○9番（鳥居佳史君） 次の質問に入らせていただきますけれども、下水道事業で一般財源から繰り入れることは、合併浄化槽を使っておられる御家庭においては、汚水処理に自分の個人の合併処理で、自分で持ち出してお金を出しているわけですね。

それで、下水道事業でも一般財源から補填するとなると、税金のやっぱりある意味二重取りという、いわゆる不公平感になると思いますけれども、そういう面もあって先ほどの下水道経営に関する留意事項の指摘があったと思うんですけども、この点について、税の負担の公平性についてどのようにお考えですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 一般会計から下水道事業会計への繰出金については、例年、総務副大臣から繰り出し通知がなされ、この通知に基づく負担については、翌年度以降に一部地方交付税で措置されることになっております。

これは、地方公営企業法第17条の2第1項に基づくもので、経費負担の原則として法律に定められており、先ほどの国土交通省の通知による能力的な経営に含まれるもので、不公平だと

は考えておりません。

そして、一般会計における浄化槽関連のし尿処理や浄化槽設置の経費として、令和6年度予算ではございますが、もとす広域連合衛生施設への負担金が1億1,240万8,000円、浄化槽設置補助金が9,250万5,000円、合わせて2億491万3,000円となっており、この経費は下水道利用者には関わりのない経費となっており、浄化槽利用者だけの経費となります。

そのため、市内全域での汚水処理を考えた場合、それぞれ必要な経費であり、どちらに対して短期的な費用比較では公平不公平を判断するものではないと考えております。

また、公平性に欠ける観点を上げるとすれば、岐阜県内の区域区分の設定がある市街化区域において、公共下水道が整備されていないのは瑞穂市だけでございます。このこと自体が、都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全の観点から公平性に欠けるものと考えております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ちょっと難しい、十分に理解ができなかったんですけども、不公平感をなくす一つ、交付税が処理されるからというお話がありましたけれども、その部分はどういう内容の交付税が交付される、それで負担がなくなるというところをもう一度ちょっと説明してください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 総務副大臣から出ているのは、工事費が通常よりも瑞穂市の場合高くなりますので、工事資本費、工事に対する資本費とか、あと借金ですね、起債に対する、償還に対する一部を交付税で交付をされるということになります。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 交付税処理されるのは一部ですよ。いわゆる企業債に対しての補填については、一応企業会計法だったかな、地方財政法か。これでもオーケーだというふうに聞いていますけれども、いわゆる下水道を維持管理しているときに、一般財源から入れるのはやめなさいよということだと思えます。だから、ランニングしているときに交付税処理されるんですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長、ゆっくり説明してあげてください。

○環境水道部長（矢野隆博君） 地方公営企業法では、健全な経営に伴って収入をもつてもできない場合は一般財源から充てるよということになっております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 公平性について、もうこれはちょっと個別にまた確認させていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

瑞穂市の令和4年度の決算カードによりますと、経常収支比率が83.1%になっていまして、根拠となる経常的な一般財源から経常的な経費を引いた約20億円の一般財源の主な使い道と金額を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、用語の整理をしたいと思います。

一般財源とは、財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものです。具体的には、地方税、地方譲与税、地方特別交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、法人事業税交付金などがあり、特に地方税、地方譲与税、地方交付税が代表的なものになります。

次に、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源と一般財源とを合算し、決算統計上は一般財源等と言います。一般的には、目的が特定されていない使用料、手数料、寄附金、売却目的が具体的に特定されていない財産収入、普通財産の売却ですね、等のほか、臨時財政対策債が含まれています。

次に、経常収支比率については、団体の財政構造の弾力化を測定する比率として、地方財政状況調査、いわゆる決算統計として地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項に基づき求められます。計算方法は、経常経費充当一般財源を分子として、経常一般財源総額、臨時財政対策債等の合計を分母で割った率となります。

また、この調査は予算に係る調査ではなく、団体が前年度に執行した決算の内容を基に、その目的や性質などで集計、分析するものです。

議員御質問の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のうち、使用料、手数料、寄附金、財産収入、臨時財政対策債など以外の地方税、地方譲与税、地方交付税などの一般財源から経常的な経費を引いた残りの主な使い道と実際に使った金額の多い順から8項目をお答えさせていただきます。

一番多いのは、もとす広域連合負担金（介護保険分）で4億8,836万7,000円、次に公共施設整備基金への積立てで4億2,700万円、次に下水道事業対策基金への積立てで2億800万円、次に庁舎建設基金への積立てで2億円、次に中学校改修工事で1億8,881万9,000円、次にオーバレイ工事で1億3,694万5,000円、次にみずほ子育て応援給付金で1億1,166万4,000円、次に道路新設改良費で1億1,123万9,000円となります。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 今、細かく公表していただきましてありがとうございます。

大きく分類すると、積立金と、あと施設の維持管理が大きなウエートを占めているなと思います。これは、積立金を除いては本当に必要経費、どうしても必要なお金ということで、さてこの積立金が将来の事業に備えての積立金なんですけれども、今、行政サービスをするに当たって、先ほど費用対効果等の視点からして、今そういうものに積み立てていることに対して、視点を変えて全体で見て、税金をもっと違う行政サービス、必要な行政サービスにするということが必要でないかというふうには私は思うんですけれども、分かりました。

今の一般財源の使い道は積立金と、そういう公共施設の整備費、子育て等に使うということもありましたけれども、積立金については、非常にそれでいいのかという疑問を感じざるを得ません。

次の質問に移らせていただきます。

子ども食堂に市独自の助成交付金の要望があります。子ども食堂6か所でしたかね、前回の質問でさせていただきました、市内で。

ある子ども食堂をやっている方からお伺いしました。年間幾ら持ち出しをしているか。それぞれの事業所、子ども食堂やっているところによって違うと思いますけれども、ある事業所は年間100万円です。年間100万円持ち出しているよということをお聞きしました。これ、ずうっと続けられません。個人で100万円持ち出して、子ども食堂をやっているんです。

これ、私がもしそれをやったら、ちょっと自分で100万円持ち出して続けるということは不可能です。ぜひその部分、非常に負担をかけてやっていただいているということをぜひまず理解をしていただきたいと思います。

それを踏まえて、6か所であれば、例えば100万円であれば600万円ということになりますけれども、税金をそちらのほうに使うという、600万円という数字はきちっとしたものではありませんけれど、それなりの費用がかかっているということをぜひ知っていただきたいと思います。

子ども食堂をやっている皆さんに、ぜひそういう手を差し伸べて、市として差し伸べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

子ども食堂への市の助成事業といたしましては、岐阜県子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金を活用いたしまして、民間団体向けに子ども食堂の開設、運営に係る経費の一部を助成させていただいております。

しかし、令和6年11月20日付の県からの通知によりまして、翌年度の令和7年度は、既存の岐阜県子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金への予算計上を行わないことが示されました。

これは、県の補助事業に比べまして、国が補助事業の対象者の要件や補助率など、より有利な地域こどもの生活支援強化事業として補助事業を整備したことが要因でございます。市といたしましても来年度以降は、この国の地域こどもの生活支援強化事業を活用していきたいというふうに思っております。つきましては、国の補助事業に準じた市の補助金交付事業の整備に向けまして準備をしていきたいというふうに考えております。

次年度は、まずはこの国の補助事業を利用して、民間団体などが行う子ども食堂の開設、運営に係る費用に対しまして、助成をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 学校給食とある意味同じで、国がやったらということで、学校給食の場合は金額が大きいという部分ではすぐに瑞穂市が単独というのはできないと思いますけれども、子ども食堂、今言ったような状況なんです。金額的には、やろうと思えば私はできると思うんで、ぜひ、やっぱりこれ、残念ながら子ども食堂を使うお子さんとか高齢者の方、減らないんですね。多くなると思われるので、国が定めるまで瑞穂市が先行して手を差し伸べるということとをぜひやっていただきたいなと思います。

最後の質問に入らせていただきます。

自前の財源がないときに、市の独自の事業を進めるにはどうするかということで、ちょっと日本の市町村の例を紹介させていただきますね。

岡山県の奈義町、皆さん聞いたことがあると思います。奈義町子育て応援宣言をされて、結構頑張っている町として皆さん御存じだと思いますけれども、ここは一般会計予算が66億円、人口5,200人、少子化対策のために9億円を捻出しました。その財源は人件費の削減です。役職の町の職員、町長はじめ3年間で1億6,000万円を捻出して、少子化対策の9億円をひねり出す。もちろんこれは国からのもありますけれども、財源捻出のために自分の給料を減らして財源捻出している。

島根県の海士町、ここも行政改革をして、今若者が移住しています。平成17年に始めたんですけれども、このときに一般会計予算が40億円、人件費カットして2億円捻出しています。人口2,200人の町です。

明石市、子育てで頑張っています。人口30万人。ここは、土木費を大幅に削減して捻出しています。2010年度の歳出における土木費は122億円、これを2021年には70億円までずっとどん

だん減らして行って、4割土木費を減らして、その子育てのために事業費を捻出しています。

やっぱり自前の財源が限られている中で、どこから財源を捻出するかというのは非常に重要なことだと思いますけれども、この点について、市独自の事業を進めるにはどうするのかお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 自前の財源、いわゆる一般財源等が少ないとき、市独自の事業を進めるにはどうするのかという御質問だと思います。

議員からの御質問の一般財源等が少ないとき、市独自の事業を進めるには、今後の市の人口の推移や財政状況を踏まえ、事業の規模等の見直しや、時には事業の継続の検討を行う必要があると考えております。

また、一般財源等が少ないときのみに限らず、これは常に意識して実施しているところですが、事業全般において費用対効果の少ない予算の抑制、縮減、廃止などに取り組んでいるところでございます。

今後の市の健全財政運営の継続を目指し、将来に大きな負担を残さないように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今部長から、事業の継続性について、費用対効果の視点からも注意していくという発言がありました。

ぜひ市長、副市長含めて、そういう視点で瑞穂市の財政が、今後、下水道事業についての財政計画が来年の3月頃に出てきます。それらをきちっと精査して、今言ったように瑞穂市の必要な行政サービスに税金を使っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 皆様、改めておはようございます。

議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、以下2件の項目について質問させ

ていただきます。

1つ目の質問は、市営の駐輪場の利用者の利便性の向上について、特に若年層とその保護者の負担軽減についてお尋ねしたいと思います。

2つ目の項目は、今世界的に注目を浴びているeスポーツを活用した高齢者の健康維持管理の向上についてになります。この問題は、昨日の若園五朗議員の質問の答弁の一部にありましたが、少し掘り下げて質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これより質問席に移り質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、最初の質問は、駐輪場の利用者の利便性の向上についてになります。

まずは、現況の駐輪場の状況を中心に質問させていただきたいと思います。

現在、瑞穂市が管理する市営駐輪場は、穂積駅の周辺に第1駐輪場から第5駐輪場があると思いますが、これ以外に駐輪場があるのか、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

穂積駅周辺には、第1自転車駐車場から第5自転車駐車場まで市営の駐車場はありますが、それ以外に市営の駐車場はございません。

なお、第1自転車駐車場は自転車と原動機付自転車の駐車場、第2と第3自転車駐車場は自転車の駐車場、第4と第5自転車駐車場については、原動機付自転車の駐車場となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） それでは、今御説明をいただきました各駐輪場につきまして、建物の構造と建設時期、またそれらの建物は耐震基準をクリアしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 第1自転車駐車場は昭和59年7月に、第2自転車駐車場は平成6年3月、第3自転車駐車場は平成9年9月に設置され、全て鉄骨造りになっております。また、第4自転車駐車場は平成9年9月、第5自転車駐車場は平成10年3月に屋根つき構造の施設（カーポート）として設置がされております。

どの駐輪場も昭和56年6月以降の建築物であり、耐震基準をクリアしているものと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） それでは、皆様に安心して利用していただける建物ということで、安心をさせていただいております。

それでは、これらの建物についてですが、今建設時期をお答えしていただきましたが、今後これらの建物の改修工事、または予定、もしくは必要性があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在まで大きな補修工事の実績はありません。また、今のところ建物改修計画はございませんが、第1自転車駐車場については、穂積駅南地区の土地区画整理事業に合わせて整備を計画していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） それでは、昨年度の各駐輪場の利用台数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 昨年度の定期券と一時利用券の発行件数によりますと、第1自転車駐車場が自転車2万9,812件、原動機付自転車が1,979件、第2自転車駐車場が自転車1万8,948件、第3自転車駐車場が自転車2万3,250件、第4自転車駐車場が原動機付自転車1,979件、第5自転車駐車場が原動機付自転車、こちらは定期券の利用のみとなりますが72件の利用台数となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 今お答えいただきましたが、感覚的な問題でよろしいんですが、大体満車に近い状態なのか。質問にはございませんが、感覚的な問題で8割程度とかお答え願うとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） どちらの駐輪場に関しましても、ほぼ満車であると思います。

強いて言うと、原動機付自転車の駐車場が2件ありますが、そちらにつきましては若干余裕があるのかなというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） ありがとうございます。

それでは、現在、これらの駐輪場は指定管理により運営が行われていると思いますが、令和元年度から、指定管理料と利用料の推移についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 駐輪場の管理については、指定管理者制度を利用し、令和元年度から令和5年度までの5年間の協定を締結したことから、管理委託料について変動はござい

ませんでした。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） それぞれの施設の利用料についてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 利用料につきましては、コロナの時期に一時的にやはり利用料の減少がありましたが、今は復活しつつあるというふうに感じております。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 私の調べたところによると3,600万円ぐらいから、少ないコロナ時期に2,700万円ぐらいの数字であるかなと思いますが、間違っていたら申し訳ございません。

指定管理料についてもここ5年間変動がありませんというか、5年間の契約ということでしたので理解をさせていただきましたが、今後値上げについて、またこの指定管理料の契約年数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 令和6年度からは委託期間を3年として、指定管理者を新たに選定し、管理委託料については年間4,180万円となっておりますので、値上げの予定は現在ございません。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） 先ほども申し上げましたように、過去においては、コロナ感染症の関係で利用者が減り、マイナスの収支額が1,000万円を超える時期もありましたが、ここ数年間は数百万円と改善の方向にあります。引き続きマイナスの収支となっております。こうした採算ベースについて、市のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 令和5年5月より新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことから、日常の行動に戻りつつあり、それに伴い交通機関の利用も増加し、駐輪場の利用者についても回復傾向にあります。採算を取れる状況にするには利用料の見直しや人件費の抑制が必要と考えております。

人件費の抑制については、今後の穂積駅南地区の土地区画整理事業に合わせて駐輪場の整備などを行うときに、施設の形状や設備を工夫することで抑制できないか検討を行ってまいります。

[8 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） この収支額が必ずしもマイナスがよくないという結論では私はないと思っております。先ほどの鳥居議員の質問の中で、公共の福祉という言葉もございましたが、そういった観点から考えましても、市民の皆様の足の確保、また穂積駅の利便性の向上につながる、そのことがひいては瑞穂市の発展や人口の維持、また増加につながるものと私は考えております。こうした観点から、私は金額ベースのみを優先するのではなく、やはり使いやすい駐輪場、維持管理をしていただくこと、そうしたことを心がけていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

利用者の内訳についてになります。

特に若い世代の中でも、高校生以下の利用者の人数や割合などについて、分かる範囲や推測的な数字になるかも分かりませんが、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 利用者の年代別のデータ収集は行っておりませんが、指定管理者からは利用者の約4割程度が高校生などの若い世代であると聞いております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 当然若いまちでございますので、若い方4割程度とかなり多いかなと思いますので、改めて確認させていただきました。

次に、先ほどの問題とも重なりますが、改めて定期券、回数券の利用者の割合がどの程度あるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 令和5年度の集計によると、駐輪場利用者の一時利用券、回数券発行と定期券発行の割合は、約46%が一時利用券、回数券で、残りの約54%が定期券となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 回数券は10枚つづりになるか分かりますでしょうか。申し訳ございません。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 回数券は11枚つづりとなっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 急な質問ありがとうございます。

それでは、現在の料金ですが、いつから適用になっているのか、改めてお尋ねしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 駐輪場の利用料金については、瑞穂市自転車駐車場条例で平成28年3月に一部見直しを行ったものとなっております。

今後の瑞穂市の施設全体の利用料や手数料の見直しの検討を実施する際には、駐輪場の利用料についても検討を行う予定となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） ありがとうございます。

次に、現在利用者の減免を受けている利用者があると思いますが、その人数について、減免理由別に何人であるのか、分かればお尋ねをしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 減免利用者は、令和5年度は38件でした。内訳として、生活保護者が2件、身体障害者手帳の交付者が7件、精神障害者保健福祉手帳の交付者が10件、療育手帳の交付者が19件となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） この数字が多いのか少ないのか私もちよっと分かりませんが、結構少ないというような感想もあります。

現在、瑞穂市は県下でも最も平均年齢が若いまちであります。当然、子育て世帯を中心とした家庭数が多いと推測されます。こうした子育て世帯の支援や独り親世帯の家庭の負担軽減のため、減免を受けられる対象者をもっと広げていただきたいと感じておりますが、こうした減免措置の政策について市のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほどの減免対象者につきましては、全て利用料の5割を減免しておりますが、御質問の独り親世帯についての減免は現在行っておりません。

近隣市町の公設駐輪場では、岐阜市と笠松町などが母子・父子家庭を減免の対象としておりますので、今後参考にして利用料減免についての見直しを進めていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 前向きな御答弁として私は捉えさせていただきますので、今後執行部に

おかれましては、御検討を引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2つ目の大きな問題に移らせていただきたいと思います。

eスポーツの普及による高齢者の健康維持管理についてになります。

現在、日本に限らず世界各国でいろいろなeスポーツの大会が開催されています。eスポーツはエレクトロニクススポーツの略で、言うまでもなくコンピューターを用いた対戦をスポーツ競技として捉えたものになります。近年では、高齢者にとってeスポーツが脳の活性化や認知機能低下の予防になると、数多くの研究結果が発表されています。そのため、介護施設や自治体で多く活用が始められています。

ゲームには指を動かすだけでなく、腕や足の動きに連動した操作が必要なゲームもあり、健康維持管理の助けになっています。近隣市町でも、こうした場を設け始めています。お隣の北方町でも、今年度よりeスポーツが開催されています。

瑞穂市においても、eスポーツを活用した健康増進に取り組んでいただきたいと思います。市のお考えを改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

eスポーツにつきましては、昨年度、岐阜県におきまして、高齢者の活動の場における参加率の低迷や取組の向上化、男性の参加が少ないなどといった課題の解決方法の一つといたしましてeスポーツが着目をされました。県内7市町、七宗町、関市、岐阜市、大野町、関ヶ原町、安八町、可児市でございますが、この7つの市町の協力を得て、介護予防教室などのメニューとしてeスポーツが試験的に実施をされましたが、その実施報告書によりますと、参加者からは今後も参加したいなど、おおむね好評を得た結果となっております。

市といたしましても、他市町と同様に事業内容の恒常化などの課題に直面をしていたことから、eスポーツに着目をしておりました。そのような中、お隣の北方町にて先行実施しているとの情報を得たことから、今年の8月下旬に北方町へ視察に伺ったところでございます。視察したことで、参加者の方々の熱気、盛り上がりを感じることができました。私も視察に同行いたしましたが、毎回通っているという参加者の男性の方と直接お話しすることができまして、eスポーツの有効性や将来性を肌で感じたところでございます。

視察において、運営方法、有効性などを聞き取った結果、事業のさらなる活性化、高齢者の認知機能、身体能力の向上、高齢者の触れ合い、交流の場の創出などに効果的であるとの判断に至りまして、介護予防事業の一環として取り入れることといたしました。つきましては、来年度からの事業開始に向けて、必要経費や運営方法などを調査、検討している段階でございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 前向きな検討をお願いしたいと思いますが、具体的にどのような方法で事業を現在進めていこうとお考えなのかお尋ねしていきたいと思います。

初めに、どの担当課が中心となり事業を進めていくのか。その場合、職員が実働部隊になり進めていくのか、民間の企業にある程度委託して進めていくのか。また、ゲーム機、モニターの手配などをどのようにお考えなのか。さらには、対象者は何歳からの高齢者になる予定なのか、自己負担はあるのかなど、方向性について、現在の時点でお答えができる範囲でお尋ねをしていきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 介護保険における一般介護予防事業に位置づけての実施を検討しておりますので、地域福祉高齢課を中心とした事業展開を予定しております。時期といたしましては、令和7年度のできる限り早期の実施を目標としております。

事業の開催頻度は月2回程度で、場所はココロかさなるCCNセンターの2階でございます日常生活訓練室の活用を予定しております。対象者は65歳以上の全ての方といたしまして、自己負担は求めない方向で検討をしております。

事業の運営方法につきましては、運営のノウハウ、経験も豊富である県が委託をしております事業者を検討しております。ゲーム機、モニター、ゲームソフト、コントローラーなどの事業に必要な機器の手配につきましては、市にて購入する予定でございます。なお、ゲーム会社からの使用許諾の手続を市で行うなど、委託費用の軽減を図りたいとも思っております。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 細かい説明ありがとうございます。

それでは、そのゲームの内容についてになりますが、現在どのようなゲームを行う予定であるのか、もし具体的な名前が可能であれば教えていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

ゲームの内容などにつきましては、高齢者の方でもプレーがしやすく、複雑な操作を必要とせず、直感的に操作できるものがよいと考えております。

現時点での候補の例といたしましては、固有名詞は控えさせていただきますが、太鼓とばちを用いたもの、ボウリングやバスケットボールなどのスポーツを体感できるものなどを検討しております。

実際の事業、教室の際には、2種類のゲームを並行してプレーができるよう、ゲームのプー

スを2か所設ける予定でございます。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 先ほども申し上げましたが、指を使うということではなしに全身を使う、そんなゲームも今後取り入れていただけるとありがたいかなとは考えております。

それでは、こうした事業を進めることにより、瑞穂市としてどのような効果を期待しているのかお尋ねいたします。

また、eスポーツの事業が来年度からの事業になり、認知予防の効果を期待すると同時に、現在地域カフェ、また私の地元重里ではお寺カフェもございしますが、こうした場の憩いの場としての役割、またコミュニケーションの場としての役割を持たせていくことも重要だと考えております。

その場合、今後の計画として、日常的な会場を設けていくことも必要になってくるのではないかと考えますが、市のお考えをお尋ねしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

eスポーツの会場といたしましては、ココロかさなるCCNセンター2階の日常生活訓練室を常設の会場として現在考えております。

まずはeスポーツの普及に努めていきたいと思っておりますが、eスポーツが高齢者の間で浸透するよう、老人クラブ連合会にも普及に向けた啓発への協力をお願いしたいというふうに思っております。

eスポーツの機運が高まり、通常の介護予防事業以外でも活用していきたいという要望が上がってきた場合には、会場とゲーム機器一式の貸出しを行うなど、今後の運用についても現在検討をしております。

また、市民のコミュニケーションの場といたしまして、フリースペースの設置を考えております。現在、どのような機能を持たせたフリースペースとするのかを協議しているところでございます。フリースペースの一角にeスポーツのエリアを設けることで、若者から高齢者まで年代を問わず集えるコミュニケーションの場となればと期待をしております。

なお、フリースペースの場所といたしましては、ココロかさなるCCNセンターの2階部分を考えております。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） フリースペースを考えていただいておりますということで、大変ありがたいかなと思います。お孫さんと来て、おじいちゃんこうだよとか、そんなほほ笑ましい会場にな

ることを私は期待しております。

それでは、今回私の最後の質問になりますが、今回の私の一般質問の内容では、前半では若い世帯の負担軽減について質問させていただきました。また、後半では高齢者の健康維持管理について質問させていただきました。

最後に市長にお尋ねしたいと思います。

利便性のよい瑞穂のまちづくりや、高齢者が生き生きと暮らせるまちの政策について、市長のお考えをハード面とソフト面からお尋ねしたいと思います。また、広範囲にわたることから、次年度に向けてどんな瑞穂市のまちづくりの政策を取り組もうとしているのか。また、物価高騰対策なども併せてお聞きしたいと思いますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若原議員の御質問、生き生きと暮らせる瑞穂のまちづくりというような御質問でございます。

生き生きと暮らせる高齢者の方も若い世代の方々も生き生きと暮らせるまちづくりには、私が進めていくウェルビーイングみずほ～持続的な幸福の実現～に向けた、そんなまちづくりを進めていきたいということをまず思っております。

今年を振り返りながら、来年に向けての事業について少し答弁をしたいということを思っております。

昨年から進めてまいりました20周年記念事業の中で、人権、平和、環境という3つのテーマの宣言がそろえることができました。そして、来年も引き続き、人権、平和、環境の3つの都市宣言によるアクションプランを始めていきたいということを思っております。

そして、今年には瑞穂市子どもまんなか応援サポーター宣言をさせていただきながら、子供たちの意見、全ての小・中学校に出向いたり、一日市長の中でも子供たちの意見を多く聞くことができ、その意見の中から子供たちにとってよいことである3つを導き出すことができました。子供たちにとって活躍する場があること、子供たちにとって発表する場があること、子供たちにとって体験する場があるということで、この3つを来年から始めていきたいことを思います。

先ほどの御質問の中で、高齢者に向けてはeスポーツ、さらに子供たち、小学生、中学生、高校生に向けてはフリースペースなどの整備も始めていきたいことを思っております。

そして、今年には計画を立てる年、第3次総合計画の策定、都市計画マスタープランや子ども計画ということで、来年はその計画を完成させて、いよいよその計画が始まる年にしたいということを思っております。

防災・減災については、今年元日から石川県の能登半島で大きな地震災害から始まり、この夏は記録的な猛暑となりました。避難所である体育館も、今年度は中学校3校の体育館にエア

コン設備を進め、来年度は小学校の体育館にも引き続き進めていきたいということを思っております。

6月には防災士協会も発足し、災害は想定外と考えることではなく、災害は今の時代多発するような時代を迎えているというようなことを市民の方々にも認識をしていただいて、自分の命は自分で守り、災害時には、行政はサービスからサポート体制になるということも瑞穂市民の方々に、文化になるように導いていきたいということを思っております。

そして、災害は事後の百手より事前の一手ということを思っております。私の同窓でつくる市長会、9自治体と12月1日に災害時の応援協定を結ぶことができました。同窓という揺るぎのない枠組みで、心強い協定になったと思います。

そして、災害時には広域避難が必要だということを思い、現在本巢市や山口市に近いところでの広域避難についても打診をしておりますので、来年辺りにはその協定などもできないかなということも思っております。

そして、市長就任以来進めてまいりました地方創生の3つの拠点、サンコーパレットパークは、いよいよ最終形となる民間の活力を導入した指定管理制度へと進めてまいります。穂積駅の南口整備は、9月に都市計画決定を行い、来年度から整備が始まるということになります。また、JR穂積駅へのアクセス道路としての別府交差点も、今暫定的に通行することができ、来年は完成を迎えます。穂積駅北口についても、長年の課題であったJRからの用地の取得が終わり、駅広場が少し広くなったというのは、市民の方からも好評をいただいております。

そして、来年は本巢縦貫道から進入する道路、今年度の補正予算で樹木の伐採をして予算計上させていただいておりますが、来年から再来年にかけて、その道路や駅の北のロータリーも暫定的な整備が進められないかということをおもっています。

犀川遊水地事業は、昭和56年から開始された事業がいよいよ最終形で、起証田川も今年中には完成し、来年からは牛牧排水機場が稼働するというような、そんな見込みとなっております。最後はグリーンインフラについても、かわまちづくりの登録に向けて進めております。

国道21号線に目を向けますと、穂積大橋西の穂積関東の都市計画マスタープランにも記載があります防災の拠点も、来年から恐らく少しずつ進んでいくのではないかと今は期待をしております。

さらに、国道を西へ行った横屋下吹の開発についても都市計画マスタープランに記載がされております。企業誘致も来年には本格的に進められるように努力をしていきたいということを思っています。

そして、若原議員の地元である岐阜・巣南・大野線の先のルートも、現在県のほうで調査が行われているというような、そんな状況となっております。

高齢者の皆さんの、先ほどの御質問のeスポーツの拡大やタクシー助成事業の拡大もしてい

かなければならないということを思っております。ずうっと今お話をさせていただきましたが、本当に広範にわたる事業になっていると思います。

最後に、今日可決されるであろう国の補正予算約14兆円の内容の中で、物価高騰対策として、恐らく瑞穂市のほうにも1億5千万円規模の金額がこの物価高騰対策で瑞穂市のほうに通知があると思いますが、先ほどの若い世代の負担軽減、学校給食費の関係もあります。この物価高騰対策の予算をどのように割り当てていくのか。今回の市議会の質問の中でも、高齢者の皆さんが予算を子供たちのために使ってもらいたいというような、そんなまちや、先ほどの議員の質問でも、人件費の削減や土木費の削減をして、子供たちのそんな予算を捻出するというような、そんな話題もございましたが、その辺りについても、来年にはしっかり物価高騰対策をどこに充てていくのか。これ今まで何回も物価高騰対策、3回目ぐらいになると思いますが、子供たちに使えば、高齢者の方からは、次は私たちの番ではないかというようなことや、若い世代といいますか、ミドル層の世代からは、私たちは取り残されているのではないかというような、そんな御意見もいただいたり、この物価高騰対策がどこに充てていくのが一番よいのであるかということを、この議会終了後にも皆さん方と協議をしていきたいということを思っております。

長く御答弁をさせていただきましたが、以上で若原議員の高齢者、若い世代の方々が生き生きと暮らせる瑞穂のまちづくりの来年度に向けての少しの本当の概要を答弁させていただきました。

[8番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 思った以上に多岐にわたり、細かい政策についてお答えしていただきました。

私は、それぞれの市町がどうやって発展していくのか。それは、やっぱり特色あるまちづくりが必要ではないかと思っております。そういった意味で、唯一の執行権者であります市長の判断、またそれに対する我々議会の決議が大変必要であると思っております。

例えば瑞穂市は給食費が無償化でない、そのことによって後れたまちだと言われる方も見えますが、そのことを取れば確かにそうではあります。医療費の18歳以下の無料化、これも一つの大きな特色でありますし、AIによる保育所の入園までの期間の短縮、様々な分野で先進的なまちであると私は考えております。

全てのこと、例えばあのまちはここがいい、あのまちはここが優れている、それを全て瑞穂市でやろうと思うと、今の一般会計3倍あっても4倍あっても10倍あっても全てのことはできない、そんなふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、どんなまちをつくっていくのか。そして、岐阜県下42市町

村の中の特色ある瑞穂市の魅力あるまちづくりを引き続いて執行部の皆様をお願いして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） 皆さん、こんにちは。

議席番号7番、創緑会、藤橋直樹でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、今議会においても一般質問をさせていただきます。

さて、1年は早いもので、今年の4月の市議会議員選挙を経て、今年も終わろうという時期になりました。この1年を振り返ってみますと、改めて市民の皆さんからお聞きしたことが脳裏をよぎってまいります。この間、それなりに役割を果たしてきたという思いですが、一方で一向に進んでいないこともあります。そんな反省も踏まえ、改めて市民の皆さんから尋ねられたこと、要望のあったことを思い浮かべながら、それを基に今議会ではお尋ねすることいたしますので、よろしくをお願いします。

まず1点目は、空き家の問題です。2点目は、市役所庁舎の建設についてです。3点目は、公共下水道事業の進捗状況についてです。

以上3点をお尋ねしますが、これより具体的な質問については質問席よりお尋ねさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、1点目の空き家利活用についてお尋ねをいたします。

1つ目、11月21日の新聞に、イギリス、オックスフォード大学大学院のナターシャさんが、イギリスの空き家について市職員を対象に講演を行ったと報道されていましたが、その経緯や内容についてお尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今回の講演開催の経緯につきましては、市長の知人から、全国的に空き家が増加し社会問題となっていることが話題となり、現在、岐阜県本巣市の元空き家に住み、日本の空き家を専門に研究されている国立民族学博物館客員研究員のナターシャ・ジュリ氏を御紹介いただき、講演をお願いしたものです。

講演内容は、まずイギリスの紹介があり、人口については、移民の関係で日本とは違い増加

しているとのことでしたが、空き家については、日本と同じく増加傾向にあるようです。

ただ、空き家ができる要因として、日本とイギリスでは構造の違いがあるようで、イギリスは地震がないためブロックやレンガ造りが多く、中古住宅を購入することは一般的で、家の価値もあまり下がらないようですが、販売や賃貸するための修繕費が高額になるため、その資金を確保することが大変で空き家になるようです。逆に日本の家は、20年以上たつと価値が大きく下がってしまうことと、日本人は新築住宅への欲求が高いことが空き家につながる一つの要因になっているようです。

どちらの国にも言えることは、地方に仕事がなく若者が都会へ出て行ってしまふことが問題となっているようですが、外国人は日本の家屋が好きで、安価に購入できるとも考えているようですが、日本の文化として仏間があるなど、日本家屋の特色についてもお話がありました。

このように、外国人から見た日本の家屋についてのお話を聞いた後、様々な空き家の写真を使って、職員同士で空き家になった過程や管理方法、今後の空き家を含めた土地利用について、売買、リフォーム、取壊しなど、何が最適かについて意見交換や感想を発表し、改めて空き家となっていく過程や原因、今後の展開について考える機会となりました。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

国は違いますが、勉強になったんじゃないかなと思います。私は英語は分かりませんが、市はすばらしいなと思いました。英語だったんでしょう。

違いましたか。すみません。

2番目、市内には空き家が増えているように感じますが、当市では空き家の利活用が進んでいないように感じます。市内の空き家の現状はどうなのか、市ではどのように把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 空き家等の状況把握につきましては、令和元年度に空き家等実態調査、令和3年度に空き家等の利用実態に関する調査を実施しました。

その結果、空き家等と思われる144件を調査対象として、令和4年度に外観調査による空き家現地調査を実施し、127件が空き家等であると判断しました。

空き家と判断した127件について、現地調査票により危険・要注意・要監視・問題なしの4種類に判定をし、危険が9件、要注意が8件、要監視が26件、問題なしが82件、確認不可が2件との結果で、危険と判定した家屋の関係者に対して文書により指導を行いました。

その後、利用や除却などにより、令和6年11月14日時点で空き家等については103件で、内訳は危険が3件、要注意が9件、要監視が28件、問題なしが61件、確認不可が2件となってお

ります。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

瑞穂市の場合、空き家が増えているのか増えてないのか、数字でいきますと少し減っているような気がしますが、うちの団地では増えているような気がします。ありがとうございました。

3 つ目に、私が今住んでいる牛牧団地も多く空き家が目立つ地域です。空き家を例えば市民サロンのような地域の交流の場にできないかという声もあります。

以前は、所有権のある民家を公が借りるなどはハードルが高い、自治会などで御努力くださいというような回答もありましたが、その後変わっていないか、市の考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

議員のおっしゃるように、市内の空き家を地域のコミュニティーで利用することは、そこに人が集まり、交流が生まれ、地域の活性化につながり、大変よいことだと認識しております。

また、人が集える場所というのは、様々な事情を抱えている方々にとっても居場所となり、地域で支え合うための大切な場所となると考えております。地域の状況に合わせて、空き家を活用できるよう検討していければと考えております。

人口減少対策としましては、地域にある空き家を活用することは大変有効と考えております。今後、空き家の利活用の促進を図ることを目的に、空き家の改修費用や取得費用を補助する制度の創設を検討していきたいと考えております。

また、現在は空き家の相談窓口として職員が市内不動産事業者を紹介しておりますが、積極的な働きかけができるよう民間事業者等とも協力しながら、国の支援である空き家対策総合支援事業の空き家等管理利用支援の取組の枠組みを検討していきたいと考えております。以上です。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ぜひ協力させていただきますので、ぜひとも進めていただければとお願いいたします。

4 番目に、人口減少対策の一つに、瑞穂市に住んでもらうために、空き家の解体を所有者に勧める、あるいは住まいを求める人に空き家を紹介するなど行うためには、人材や組織整備、法的な面でのクリアも必要になるのではないかと思います。空き家対策について市の今後のお考えをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員おっしゃられるとおり、空き家の利活用及び空き家対策に関する取組は必要と感じております。地域の活性化や住環境の向上においても重要な課題であります。瑞穂市内でも空き家の発生は増加傾向にあり、特に近隣周辺への環境悪化を招くおそれのある特定空家等に関する除却や適切な管理が求められております。

この問題は、瑞穂市だけではなく都市部や山間部でも発生しており、全国的な問題となっております。

議員言われますように、総務省、内閣府、国土交通省へ訪問いたしまして、今後の対策の仕方等もお聞きしておりますので、そのような観点から検討していきたいと考えております。以上です。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

他市町がやっているような空き家バンク的なこともやっていただくと助かります。

5番目に、市長は今会議の冒頭の所信表明で、この11月は、先ほど言われましたように、精力的に要望活動を行って、その空き時間に総務省や内閣府、国土交通省へ出向き、懸案の多くの事業について説明を受けたと話しされていまして。誠に頼もしく頭が下がる思いですが、そんな中でも国土交通省住宅局からは、空き家対策について前向きな話を聞いてきたとのこと。どのような内容であったのでしょうか。公にできる範囲でお聞かせください。

また、来年度からの施策として計画はできる内容があるのかどうか、予算編成の中の話ではありますが、お聞かせいただける範囲でお願いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 藤橋議員の空き家の対策の御質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられましたが、毎年11月は、河川、道路、砂防、そして下水道の全国大会があり、毎週のように東京のほうに要望に行きました。その時間の合間を見て、省庁の担当者の方へ当市の課題となっていることをお聞きに伺っております。

その中でも空き家の利活用については、総務省の地域力創造グループの地域政策課というところがありますが、ローカル10,000プロジェクトというのがございます。地方自治体が、その地域資源を生かして民間事業者の起業や新規事業の初期投資として2分の1を国と自治体がそれぞれ負担をして、その残りの2分の1は金融機関から借入れを行うということで、このローカル10,000プロジェクトは空き家の利活用にも活用ができるものになります。今年度は、国のほうの予算は8月で全部予算がなくなり、この12月の補正予算で計上されるとも伺いました。

瑞穂市民や瑞穂市の空き家で事業化を考えておられる方の紹介もございますので、その概要について2件の内容を担当者の方に説明したところ、該当するというような回答をいただきま

した。その要件は、先ほど申し上げましたが、新規事業に加えて地域の課題を解決することやモデル性の要件があるというようなことで、同一の事業は同一自治体では対象外となるということで、同じ事業は瑞穂市内では1つだけというようなことで、単年度で完成をしなければならないということや、もう一つ、地方単独事業のローカル10,000プロジェクトもあり、これは単独やモデル性は問わないということでしたので、広告宣伝費や商品開発だけでも柔軟に対応ができる代わりに、国の補助はないということになります。

もう一点は、国土交通省の住宅局住宅総合整備課のほうに伺い、空き家の除却、特定空家でも瑞穂市では空き家の除却は行っていますが、特定空家ではなくて、その空き家の跡地を市がどのように活用するのか。地域の活性化のために計画的に利用するようなことがあれば、その国の補助の除却も対象になるということをお伺いしてきました。

私が最もお聞きしたいと思ったことは、先ほど藤橋議員の質問の中にもありましたが、民間の方々の空き家が、私たち行政が整備をして国から補助が得られるのかというような、そんな視点だと思います。結論から申し上げますと、地域のコミュニティーの維持や再生のために10年以上活用するのであれば、国のほうからの補助の対象になるとお伺いしてきました。

藤原議員も先ほど、この点については特に興味があるところだと思います。牛牧団地にもたくさん空き家があり、牛牧団地では公民館を新たに建設されましたが、その分狭くなったり、和室がなくなったというようなことから、使いにくくなった、不便になったというようなことも伺っております。サロンのような空き家があればということをお伺いし、伺ってまいりました。

それぞれの所有者、瑞穂市、そして国が負担する場合と所有者の方が負担をしないというような場合であっても、国と瑞穂市が2分の1は負担ができるというようなことを伺ってまいりました。

そしてもう一つ、空き家の中で私たち行政が一番苦手なことは、空き家の管理をどなたに相談したらいいのかという人材が見つからないということや、空き家の所有者と活用したい方々をマッチングしてもらえるような、そんな人材がないということで聞いてきましたのが、空き家管理活用支援法人を指定して、その方が空き家と空き家を活用したい方を結びつけていただくような、そんな法人を今全国で指定をしているということで、岐阜県では大野町だけしか指定がなされていないというようなことで、この空き家の管理活用支援法人も来年度に向けて瑞穂市でも指定できないかということを進めていきたいということを思っています。

そのほかにも、総務省のほうのデジタル交付金についても、今瑞穂市が進めていることをお話を聞いていただき、また岐阜県の担当者の方と面識ができ、顔の見えるような関係ということで、担当部長、課長も一緒に連れて同行していきましたが、顔が分かるような、そんな関係で、これからもデジタル交付金なんかにおいては、国のほうに直接御連絡をいただければというような、そんな情報もいただきましたので、この11月はとても国のほうに伺って、有利な11

月になったということでお答えをさせていただきます。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7 番（藤橋直樹君） 大変忙しい11月、ありがとうございました。

いろいろ聞かせていただきまして、牛牧団地も市長が御存じのように空き家も本当に増えましたので、10年使用、そんなものは絶対させますので、モデルとしていち早く手を挙げたいかなと思います。今言う空き家管理が一番難しいところですが、その辺も地域で、また空き家で問題になっているような地域は、こういうことも市のほうで押しつけるんじゃなくて、自分たちでやることも必要じゃないかなというふうに思います。

それでは、2点目です。

2点目は、新庁舎の建設についてです。

これは、初日に関谷守彦議員、馬淵ひろし議員も質問されました。重なる部分があると思いますが、市民の関心も大いにありますので、いま一度、ダブってもいいですからお願いしたいなと思います。

しかし、私はお願いしますが、建設場所ではなく庁舎建設に関わる財源についてのお尋ねをさせていただきたいなと思います。

一般的に、平成の大合併に伴い、庁舎の建設があちこちの自治体でなされた経緯がありますが、その際には合併特例債が発行でき、財源の確保に寄与していると聞きます。

そこでお尋ねしますが、合併することなく庁舎建設をしている自治体は合併特例債が発行できないわけですが、よく耳にするのは、庁舎建設には国や県の補助金はないとも聞きます。こうした観点から、どのように財源確保しているのですか、まずお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

通常ですが、新庁舎の建設には大きな事業費を要することから、合併特例債等の活用が考えられますが、市町村合併をしておらず、平成29年度から令和2年度までの4年間に新庁舎を建設した地方公共団体の場合には、総務省の起債事業であります市町村役場機能緊急保全事業を利用していただくことが考えられます。

ただし、この起債事業は、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建て替えが対象事業であり、事業年度も平成29年度から令和2年度までであるため、現時点では当該事業は終了しております。

したがって、現時点で新庁舎を建設する場合には、計画的に基金を積み立て、国や県の補助金や起債事業等をうまく活用することにより、財源を確保してみえると考えられます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

特例債がないとなれば、基金に積立てするなど、財源確保に係る道筋も考える必要がありますが、そこらを市はどのように考えているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 本市の場合、既に合併特例債を全て活用してしまっております。

財源確保として、平成31年3月に策定しました瑞穂市新庁舎建設基本構想の財政計画に基づき、平成29年度から毎年2億円の基金の積立てをしており、さらに令和6年度からは、近年の物価高騰を考慮しまして1億円を積み増し、毎年3億円の基金の積立てを行っております。

今後も財源確保のため、国や県の補助金や起債事業等について、事業実施前から積極的に情報収集を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

なかなか貯金は大変でしょうけど、頑張ってください。

今までの庁舎建設に係る経緯は、議会にはある程度、経過説明されていると思いますが、今後市民に向けた今までの経過を説明することは考えているのか、説明をするのならどのような形で説明するのか、市のお考えを、初日の皆さんの質問とダブりますがお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新庁舎につきましては、市民の皆様にご利用していただく施設であるとともに、市の拠点としての役割を果たすべき施設であることから、市民の皆様への経過説明等は重要であるという考えは持っております。

これにつきまして、11月7日でございますが、議員の皆様にご説明をいたしました新庁舎建設検討委員会における経過を、瑞穂市第3次総合計画と瑞穂市こども計画とともに、年明けの2月くらいをめどに市民の皆様への報告会を開催したいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございました。

市長にお聞きします。

近隣自治体のほとんどが庁舎建設が終わり、取り残されていると思いますが、庁舎建設への思いをお聞かせください。

また、昨日の検討資料についても、市長に思いや考えがあるということであるなら全体的に

お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 藤橋議員の市役所の建設についての御質問にお答えいたします。

昨日の一般質問がありまして、その際には内容が不十分で分からないし、そのような一般質問の中で想定になるとは思ってもおりませんでしたので、少しだけその点に触れさせていただきたいということを思います。

こちらが、新庁舎建設位置検討資料というのがこの資料になります。令和4年の3月にまとまったということになります。

この令和4年3月にまとまったこの新庁舎の位置検討資料は、名称のとおり、資料という形になっております。令和4年度から検討委員会を設置していく上で、私たち行政が社会の動きを整理したり、市内の市役所内部の庁舎の基本構想や公共施設の個別計画や、さらに公共施設の適正化のシナリオというような表現も使ってありますが、このシナリオという表現を見ても、内部資料であるということがお分かりいただけるかと思えます。

その中で、上位計画である総合計画や瑞穂市の国土強靱化計画、都市計画マスタープランとの整合性や、候補地となる土地の基本情報、上水や下水、さらには建築基準法の用途地域、建蔽率や容積率、日影規制などについて、この資料の中では職員がよく分かるように一覧表になってまとめてあります。また、路線価や防災ハザードマップの点などもしっかりこの資料の中では位置づけられており、職員の資料として作っております。

そして、この資料を委託した時点では、庁舎だけの資料として位置づけておりましたが、もう検討委員会が始まる時には、巢南庁舎、市民センターの統合なども含めた防災の視点も含めた、そんな総合的な庁舎というような位置づけから、この資料はあくまでも資料ということで、外部の人に見せないとか説明しないというような、そんな理由ではありませんが、御請求があれば公開をしていくというようなことで、そのときに御質問があった只越が不利になるから出さなかったということは、そのようなことがあるのであれば、今回の議会の一般質問の調整のときにも必ず部長のほうから私にその旨の報告はありますし、その時点においてもそのようなことはないということで御理解をしていただきたいと思います。

そして、この中の事業費の概要というのもあまり煮詰まっていない、そんな状況になるということで、この情報が独り歩きするというようなことも瑞穂市のほうでは、担当のほうでは危惧したということを思い、検討委員会のほうで自由な意見ができないということで、この資料は職員の手持ちの資料としてずっと保管してあったということを御理解していただければと思います。

それで、私が11月に市役所の庁舎についての御質問の思いということになりますが、11月に国のほうにお邪魔したときには、総務省の自治財政局地方債課というところと意見交換をしま

した。先ほど担当部長のほうからも、起債がないのであれば市町村役場機能緊急保全事業を活用した庁舎の建て替えというような、そんな御説明をしたと思いますが、この事業は令和3年度で終了をしています。

私は、当初はこの事業を復活していただいて、有利な起債で庁舎が建築できないかなということを思っておりましたが、この庁舎の緊急保全事業を活用したとしても、穂積庁舎は耐震補強を一度しておりますので、昭和56年の耐震基準には合致したということがもう明らかになっているということから、庁舎の保全事業を復活したとしても活用ができないということになります。

そこで、私が今回要望したのは、公共施設等適正管理推進事業債になります。これは、平成29年に創設された公共施設を適正管理していく上での事業債になります。例えば、市民センターや公民館を1つにして適正化した場合には、この起債が活用ができます。

しかし、公共施設といいつつも、穂積庁舎、巢南庁舎を1つにした場合には、対象にはなりません。公共施設ではないというような判断がなされると思います。庁舎は公用施設というような位置づけになるということから、この事業債の活用はできないということで、この点について少し意見交換をしました。でも、その事業名には公共施設等と等がついているのではありませんか。その中で庁舎も対象にしていただきたい。うちは巢南庁舎、穂積庁舎という完全な庁舎であるということ、支所ではないですよというような、そんな説明もさせていただきましたが、国のほうの方がそのお答えには少し困っておられたので、私は要望を聞くときもありますし要望するときもあります。やはり要望するときには、その方が困らないといっては失礼ですが、その方の御意見を尊重しなければならないということで、今後も1年間に2度はここの部署へ行って、どうしてもこの起債を活用したいということを思っておりますので、要望をしていきたいということを思っています。

今、議員の方々も聞かれて、公共施設を国のほうが集約化を進めてコンパクトシティを進めている中で、瑞穂市が穂積庁舎と巢南庁舎を1つにする、そんな今の機会にこの事業債が活用できるとよいと思われるかと思っておりますので、議員の方々も一緒にこの総務省の起債担当課のほうに一緒に行って意見を伺いたいということも思っておりますので、これからも市長会を通じたり、単独でも要望活動に行き、いち早く、先ほど藤橋議員がおっしゃられましたが、近隣では全ての自治体が、庁舎の建設がなされております。

やはり有利な起債があるかないのとでは大きな違いがあって、やはりお金が、財源があると庁舎も早く進むということから、皆様方にも御協力をいただきますようお願いを申し上げて、藤橋議員の庁舎の御質問にお答えをさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ぜひとも議員一丸となって協力をさせていただきたいなと思います。

それと市長、検討資料だというのはよく分かりました。ありがとうございます。

続いて、3点目をお尋ねいたします。

3点目は、公共下水道の進捗状況についてです。

牛牧団地内では工事が始められ、地域住民も少なからず日常生活に影響を受けていることから、その進捗状況や今後の方針について立ち話的に尋ねられることもありますので、ここで尋ねいたします。

1つ目、進捗状況はどんなものでしょうか。予定どおり進んでいるのでしょうか、現状をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） まず、汚水管路施設整備については、関係機関との協議など詳細設計に若干時間を要していますが、令和9年度当初に供用開始できるよう、市役所、管路DBの企業グループともに最大限の努力をしております。

次に、下水処理施設整備については、日本下水道事業団に工事を委託しており、ECI方式により事業者が選定され、一部先行工事を本年度7月から着工しております。

その後、水処理施設本体工事の価格交渉を行う中で、近年の資材価格や労務単価の上昇により交渉に時間を要しましたが、11月中旬に価格交渉が成立し、順次契約に関する手続を進めており、令和7年2月上旬の工事契約を行う予定だと聞いております。

このような状況であります。汚水管路施設及び下水処理施設の令和9年度当初に供用開始できるよう進めているところでございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今後の見通し、整備予定地域の公共汚水ます等の位置確認申請書の申込みは順調なんでしょうか。実態をお聞かせ願います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 現在、水洗化促進事業を実施しており、下水道の接続に関する情報提供や相談対応を行っており、接続率向上に努めております。

そして、下水道の加入ということになりますが、下水道管に接続するための排水設備改造工事申請のことだと思われませんが、これについては供用開始後の申請となり、原則、供用開始前に申請ができませんので、今の加入実績はございません。

ますについては、今の下畑地域から順次接続しております。まだ申請全てが出てきているわ

けではありませんので、全体の数はちょっと今は分かりません。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

私は、家にますを作るということで申請書が来て、うちの団地では12月までに出せということで言われていますが、すみません、まだ出していないので申し訳ございません。これからきちっと出しますんで。

場所も、あれどこにつけていいか素人では分からないもんですから、相談するところもあるんですよ。ますでここをつけてくれとか、ああいうのがあると思いますし、どこへ行ったらいいのか、事業主のどこの工事現場ですか。工事をやっていただけるところの、普通の人では分からないもんですから、よく皆さんが聞きに来られるんですけど、好きなどころにしておいてくださいということは言うんですが、瑞穂市ではことごとくというわけにはいけないんですよ。部長にお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 一応ルールがございますので、今現在、水洗化促進事業をしております、牛牧団地の西側に事務所がございます。そちらの事務所か、直接下水道課のほうに御連絡いただければ、現地に向かいましていろいろ相談させていただきますので、取りあえずは下水道課が一番分かりやすいのかもしれないかもしれませんが、一報いただければと思います。

市民の皆さんにもそういうことでお伝え願えればと思います。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） 分かりました。そうしたら、じゃんじゃんそこへ行けというふうにおっしゃいます。

開催された説明会では、下水道への接続時期は令和9年4月以降を予定しているとのことでしたが、その方針には変更はないか、お聞かせをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほどの答弁のとおり、汚水管路施設及び下水処理施設については、令和9年度当初の供用開始を目指しております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） 公共下水道事業は、他市町は既に大半整備が終わっている事業です。当市では、瑞穂市第1次総合計画に位置づけられて以降進められている事業と説明を聞いておりますが、既に合併して20年を経過して、やっと目に見える形で事業が進められており、一刻も

早い供用開始を望むところでございます。

行政の強いリーダーシップをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 7番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時20分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 今井充子君の発言を許します。

今井充子君。

○5番（今井充子君） 皆様、こんにちは。

傍聴にお越しいただきました皆様も、ありがとうございます。

議席番号5番、創緑会、今井充子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

瑞穂市には、市民が主体の住みやすいまちづくりを進めるために、2008年に設けられました、こちらにも掲げられております瑞穂市民憲章があります。その中には、文化が香りスポーツに親しむさわやかなまちをつくり出すという章があります。

また、市長が提言しております健幸都市みずほ、そしてウェルビーイング瑞穂では、市民が健康で生きがいを持ち、幸せに暮らすために様々な施策を行っております。市民がスポーツに親しみ、健康維持にいそしむためには環境を整える必要があります。現在、瑞穂市でスポーツをするための施設の予約について質問をさせていただこうと思います。

また、瑞穂の宝である子供たちの教育に関しても質問をいたします。

以下は、質問席にて質問させていただきます。

まずは、体育館などの施設の予約について質問をさせていただきます。

これらの施設を利用する場合には、事前に登録が必要となります。登録には一定の条件が設けられておりますが、具体的には5人以上の団体から可能であり、構成員のうち瑞穂市在住、在勤もしくは在学の割合が規定されております。5人から9人の団体の場合は、構成員の3分の2以上が該当者である必要があります、10人以上の団体の場合は、全体の3割以上が該当者であれば登録ができます。これより、施設の利用の状況や団体の活動実態により具体的に把握したいと思います。

まずは、現在の団体数と1年以内に活動実績のあるアクティブな団体数を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今日もお聞き苦しい声で申し訳ありません。

今井議員の御質問にお答えします。

体育施設等の利用登録団体数は1,028団体、そのうち令和5年11月以降に利用申込みまたは活動実績がある団体数は609団体となっております。以上であります。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

団体数の割には、もしかしたら利用団体の数が少ないのかもしれないと感じさせていただきましたが、団体登録をされていて抽せんに参加してもなかなか当たらず、定期的な活動ができなくて困っているという相談をいただいております。希望する日時や施設が利用できない状況が続くと団体の活動計画が立てにくくなり、メンバーのモチベーションも低下し、活動の縮小につながる可能性があります。

また、団体登録をするためだけに瑞穂市民や在勤、在学者の名前を借りて登録しており、実際に利用している団体メンバーは、瑞穂市民の割合を満たしていないというケースがあるとも聞きます。重ねて、テニスなど個人利用ができる施設の申込みには、一緒に使う仲間が1団体としてではなく、個々で何人もがエントリーをして当選倍率を上げるよう画策を練っている方がいるとも聞いております。

このような不適切な行為が広がると正規の手順で申し込んでいる利用者が不利な状況に置かれることとなり、制度の公平性が損なわれる懸念があります。不正を防止し、利用状況をより透明性のあるものにするためにも、定期的な団体及び構成メンバーの更新や利用状況の実態把握が必要であると考えますが、現在はどのように行われているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在、体育施設等を利用できるのは、先ほど議員がおっしゃられたとおり、成人の責任者を有し、原則5人以上で構成する団体となります。その団体の構成については、10人以上で構成する団体は3割以上が市内在住者、在勤者または在学者であること、5人から9人で構成される団体については、構成員の3分の2以上が市内在住者、在勤者または在学者の成人であることが条件となります。

団体登録の有効期限はこれまで特段設けていませんでした。団体の登録事項に変更があった場合のみ、その都度変更申請を提出していただいております。しかしながら、施設の管理面等から団体登録の有効期限を設ける必要があると判断し、来年度から有効期限を登録の年度から2年間とします。そして、団体の構成につきましても、より多くの市民の方に利用していただけるよう、近隣市町の構成割合も参考にして、来年度から10人以上で構成される団体の市内在住者、在勤者または在学者の割合を現在の3割以上から5割以上に改めます。今後、利用団体の方々に説明を行い、御理解と御協力を求めてまいります。以上であります。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） とても前向きな答弁ありがとうございます。

ほとんどが瑞穂市民で構成されている団体や瑞穂市の体育協会に加盟の団体でも、現状は毎週申込みをしても2か月間当たらなかったということも珍しくない複数の団体から御相談を受けておりました。

地元でスポーツを根づかせるためには、例えば将来、中学の部活動の地域移行への協力者を育成できたり、家族でスポーツを楽しむ環境をつくることにもつながっていくと考えます。このように、瑞穂市民の割合の多い団体が今後は増えていくということですが、瑞穂市民の割合が多い団体を、より優先予約や当選確率を上げるなどの工夫はお考えでしょうか。

また、年間予定を立てる上で、もしくはイベントの集客のためにある程度先の予約が必要なケースもあると思いますが、本来の予約期間より前に特例的な予約の導入は御検討いただけないでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在、優先的に予約できる団体は、中学校の部活動、それから休日の部活動が地域移行した地域クラブ活動、そしてスポーツ少年団などの一部の団体と大会等で利用される団体となります。現在、市民の割合に応じた優先予約はございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） ありがとうございます。

不公平感を払拭するために、予約システムに実装されている無作為抽せん法で現在は抽せんをされていると伺いましたが、例えば今月当選した団体は翌月の同曜日、同時間はキャンセル待ちにするなどの工夫をして、本来の意味での公平性を保つように抽せん方法の検討はいただけないでしょうか。

また、抽せん結果の可視化や抽せんが殺到する施設や曜日の偏りが分かるように倍率の公表なども御検討いただきたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 複数の団体が同じ施設の同じ時間帯を利用申請した場合は、抽せんにより施設利用者を決定します。この抽せんは、施設管理システムを利用して公平になるように行っております。抽せん倍率結果の可視化につきましては、現在の施設管理システムではできませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 現在のシステムでは難しいということですので、今後何かシステムの改修の際には御検討いただけたらと思います。

では、施設に関しまして、最後に抽せんに漏れた際に、別の施設の空き検索の簡素化を提言させていただきます。

現在は、抽せんに漏れた場合は、日にちを指定して施設ごとだけでなく、例えば体育館の全面、体育館の半面1、市体育館の半面2などと、1つずつの検索の必要があります。この作業は大変煩雑で手間のかかるシステムの様です。このシステムもコンスタントに市内でスポーツを楽しみたい市民を煩わせているようです。チームや団体の予約担当者は、近隣の施設の予約がしやすく親切だという理由で、他市町村に団体登録をして他市のチームになっていくケースもあるようで、地域や地元に基づくスポーツ団体の育成を阻んでいる一因になっているような気がします。

空きのある施設やキャンセルが出た施設を分かりやすく一目瞭然に確認ができるようにしてほしいという施設利用者の声を酌み取っていただきたいと思いますが、可能でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 利用申請どおり使用できない場合は、空いている施設を確認して再度申請していただくことになります。これにつきましては、先着順となっているため、利用団体の方には御負担となっているかもしれません。

令和7年10月に施設管理システムの更新を予定しています。空き施設の検索がより簡素化されることをはじめとして、利用団体の方がより使いやすいシステムとなるよう検討しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 令和7年10月の更新、大変楽しみにしております。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

10月1日から11月19日までの間、市内の小・中学校の講評会、研究発表会が行われました。私も可能な限り調節をして7事業参加させていただきました。平素より、現在の学校教育の現場について保護者の方から様々な意見をいただいておりますが、その意見を私なりに精査するためにも、今回の講評会に参加できたことは大変貴重な経験となりました。

私は3人の息子の母として学校に何度も何度も参観をしていましたが、その頃は我が子を見るために学校に行っていました。しかし、今回このような機会をいただきまして、議員として広い視点に気がつかせていただきました。現在のICT教育が想像以上に浸透しており、教員

も生徒も効果的な利用をしていると驚きました。

その中で感じた質問をさせていただきます。

まずは、既になくはないほど当たり前前に活用されているタブレットですが、このタブレットの寿命というものは2年から5年とされております。バッテリーの劣化やOSのサポート終了などが主の要因と言われておりますが、現在のタブレットの適切なメンテナンスや買換えの計画を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在、児童・生徒に1人1台貸与しておりますタブレットは、令和2年度末に導入したもので、大切に使用していただくよう学校を通じて指導をいただいているところですが、毀損や経年劣化による不具合が毎年発生している状況です。

市では毎年度、修繕のための予算を計上し、その都度修繕することで、できるだけ長く使い続けることを基本としております。昨年度は、小学校、中学校を合わせまして、電源関係の故障が7件、画面の破損が49件、本体内部の故障が10件あり、合計66件の故障で、修繕料は305万2,940円となりました。

次に買換え予定ですが、国の施策であります第2期GIGAスクール構想において、令和6年度から令和10年度までの5年間で計画的に更新することが示されています。また、令和6年4月17日に、文部科学省からタブレットの調達等ガイドラインが示され、タブレットの調達は都道府県単位で行うことが原則となったため、岐阜県においても共同調達することとなり、来年度一斉更新をする予定であります。以上であります。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） さきに述べました講評会で、ある学校で電子黒板の不具合があり、ぎりぎりまで担当の先生たちが調整に手間取ったけど、どうにか事なきを得て授業ができたという小耳に挟みました。

このような機材トラブルだけではなく、ネット環境や通信速度の問題もまた、ICTを活用した授業では避けられない重要な課題かと思えます。例えば、インターネットの接続が不安定で教材がスムーズに表示できない、またはクラウドベースの学習ツールにアクセスできないといった状況が発生すると予定していた授業計画の大幅な変更を余儀なくされる場合もあるかとお察しします。このような問題は、生徒たちの学習意欲や教育効果に直接影響を与えるため、教育現場としてもできる限りの対策が求められています。

トラブルに備えるために、各学校において機材の予備配置がどの程度充実しているかという点の質問をいたします。

例えば、電子黒板が故障した際に、すぐに代替できる機材が用意されているのか。また、タ

タブレットが不具合を起こした場合に、迅速に対応できる仕組みが整っているかなどの予備機材の配置状況について確認させていただきたいです。さらに、ネットワークの安定性を確保するために、設備投資や運用体制についても伺いたします。

現在は、ネット環境や通信速度について問題の報告などはございますでしょうか。もしある場合、これらを改善するための計画や具体的な取組が行われているのか。また、トラブルが発生した場合に対応する専門のスタッフの配置や教職員がトラブルに迅速に対応できるように支援する仕組みも重要かと考えます。ICT教育のさらなる推進は非常に重要な課題であり、その効果を最大限に発揮するためには、トラブルを未然に防ぐ体制や、万が一トラブルが起きた際に迅速に対応できる仕組みが不可欠です。

現在の各学校における備えの状況や今後の改善方針について質問いたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） タブレットの予備配置につきましては、現在30台程度を確保しており、故障の際には代替機として貸与することで、児童・生徒の授業に支障のないよう、切れ目なく継続的に使用できるようになっております。電子黒板につきましては、申し訳ありませんが、予備配置をしておりませんので、故障等のために使用できない際は、比較的使用頻度の低い教室などに配置してあるものを移動して使用するなど学校の先生方に柔軟に対応していただいている状況です。今のところ電子黒板を更新する計画はありませんので、その都度修繕をして、できるだけ長く使い続けることとしております。

学校のネット環境につきましては、先ほど来年度一斉更新をすると申し上げましたけれども、この更新に先立ちまして、安定したネットワーク環境の下、1人1台端末を円滑に運用できるよう、国の補助を受けてネットワークアセスメントを実施します。予算につきましては、9月議会で308万円をお認めいただいているところです。

また、自宅でインターネットに接続するための通信環境が整っていない場合に貸し出しておりますモバイルルーターにつきましては75台を確保しており、各学校を通じ40台程度を貸与している状況です。

なお、通信にかかる経費につきましては、利用者の負担となっております。以上であります。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 続きまして、教員側のICTを利用した授業の現状について質問をいたします。

令和4年9月の定例会で、教員のバックアップ体制についての一般質問に対し、服部教育長が教員のICTを活用した指導力や授業力を高める支援体制は充実していると御答弁をいただきましたが、実際に参観をしてみた率直な感想として、あれだけの授業内容を、そしてその資

料や授業構成を準備するのは教員のとても大変な仕事だと感じました。実際にICT教育の準備や授業運営は、教員の過重労働にはつながっていないでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） よりよい授業を行うためには、教材研究や教具の準備が必要です。これは教員の責務でもあります。確かにICT機器を含む新たな教材が導入されますと授業で効果的に活用するために、教員はICT機器についての理解を深めなければなりません。

そこで、瑞穂市では、各学校に位置づけているICT教育推進委員の研修を定期的を実施したり、市内の全ての学校に専門的な知識を持つICT支援員を派遣したりして、教員が負担なくICT機器を授業で活用できるように、これまで支援してきております。ICT機器が各学校に導入されて4年ほどが経過し、先ほど述べたような研修やICT支援員による様々な支援、校内での教員同士の教え合いなどを通して、教員も年々活用方法に慣れて使いこなすことができるようになってきました。

また、ICT機器の活用は教員の負担軽減にも大いに役立っております。例えば、ICTを活用することで、以前より短い時間で授業において使用する教材を準備することができたり、教員間で教材を共有することが可能になったり、児童・生徒の作品や記録の評価が容易になったりするといった利点もあり、過重労働というよりはむしろ軽減されたことは増えてきていると認識しています。

今後も教職員の働き方も考慮しつつ、効果的なICT機器の利用を進めてまいりたいと思います。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

私の心配が危惧でよかったです。教員の先生方の業務が軽減され、そして生徒たちにとっても有益なICTがどんどん進んでいるということで、大変安心しました。

そして、さらなるICT推進について、以下の点を確認させていただきます。

2019年にスタートしたGIGAスクール構想では、小・中学校で1人1台の端末と高速大容量の通信環境を整備することを目指し、全国的に、そして瑞穂市でも大きな進展を遂げてきました。

先ほどお話もありました今年2024年から2028年度までの期間を対象とした第2期とも言えるNEXT-GIGA構想が始まり、さらなる進展が期待されます。このNEXT-GIGA構想を含め、今後どのようにICT教育を目指し、市内の小・中学校においてどのような取組を進める御計画なのか質問いたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） ICT教育の推進につきましては、瑞穂市教育振興基本計画の基本施策、グローバル化対応教育の推進としてICT教育推進事業を位置づけ、児童・生徒の情報活用能力の育成と教員のICTを活用した指導力の向上を図っています。

具体的には、今年度より、授業中、子供たちが学級の仲間と自分の考えを交流しながら学びを進めていくための学習支援ツール、ロイロノートスクールを導入しました。この支援ツールを活用して、子供たちは自分の考えを分かりやすくまとめたりすること、まとめたお互いの考えをタブレット上で自由に確認し合ったりすることができます。このことを通じて自分の考えを仲間に伝え合う力が身につけてきていると感じます。また、タブレット上のシートに同時に複数の子供が自分の考えを書き込むことができるので、学習課題について効率よく話し合うことができている。

このような学習活動を通して、子供たちの思考力や表現力が育ってきていることが授業での姿からも見るすることができます。

今後もICTを活用し、自分の考えを深め、表現方法を自分自身で考えて相手に発信していくような情報活用能力を育成してまいりたいと思います。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

私も学校で見させていただいたときに、スクランブル交流がとても効果的に、低学年も高学年も中学生の子たちもすごく有効だなと思ってびっくりしました。もっとお友達同士のところに行くとか、そういう感覚ではなく、タブレット上で、この人の意見が聞きたいとか、同じ意見だからもっと深め合いたいという理由で、自分の属性とは全然違うクラスの仲間のところに迷わず足を運んで、タブレットを見せ合いながら話す姿に感銘を受けました。

それでは、来年度からの教育方針についてお伺いいたします。

来年度から小規模特認校となる中小学校や西小学校のうち、中小学校はICTに特化した教育がなされると説明を受けております。GIFUウェブラーニングを活用した学びの充実とパンフレットでも確認させていただきました。ほかにも、市内の各小・中学校では、それぞれ独自の教育方針に基づき、特色ある教育を展開されております。

昨日の若園の議員の一般質問と重なる部分もございますが、例えば生津小学校では、英語の教育に特に力をお入れになっており、児童たちがグローバルな視点を養い、英語に親しみながらコミュニケーション能力を伸ばすことを目指していると講評会にて実感いたしました。このように、それぞれの学校で特化している教育内容について、その現状をホームページなどでも確認させていただきましたが、もう少し詳しくお聞かせ願いたいです。

特に、児童・生徒の学びの質を高めるために行われている工夫や、これまでに得られた成果、

そして今後さらに強化していきたい分野についてもお聞かせ願いたいです。

また、具体的に小規模特認校とそれ以外の学校との特色の違いも改めて教えてください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 各学校におきましては、長年培ってきた歴史や伝統、保護者や地域の方の願いを受け、特色ある学校づくりが推進されています。

具体的には、以下のような取組が行われています。

小学校においては、議員がお話しされましたように、生津小学校では英語教育に力を入れており、それが主体的に英語でコミュニケーションを図ろうとする児童を育成することにつながっています。

また、牛牧小学校では、理科教育の充実を図ることで問題を科学的に解決するための思考力や探求心の育成につながっています。

中学校においては、例えば巣南中学校では、1年生から総合的な学習の時間において、防災に関して自らの課題を解決する探求学習を行っており、学んだことを生かし、生徒自らが命を守る訓練を企画運営するなど生徒の防災意識を高めています。

このように、どの学校にもそれぞれ特色があり、その特色を生かした教育がなされています。

来年度から小規模特認校として指定する中小学校と西小学校においても、これまでもそれぞれの特色を生かしながら学校づくりに取り組んできました。例えば、中小学校ではICT教育の推進、西小学校ではふるさと教育の充実が特徴として上げられます。

この2つの学校は、小規模特認校の指定を受ける機会を生かして、さらに特色ある学校づくりを進めようと、県内の小規模特認校の先進校の視察を行うなどして、今後より魅力ある学校づくりができるように取り組んでいるところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

続きまして、小・中学校の登下校についてお伺いいたします。

昨日の横田議員の一般質問での御答弁とこちらも重なる部分がございますが、小学校の通学路についてお尋ねします。

児童・生徒が安心して通学できる歩行空間の確保を目指して、通学路交通安全プログラムのメンバーで年に2回の通学路安全推進会議を開催し、通学路の危険箇所を把握し対策を講じてくださっています。そして毎年、子ども会の役員さんたちでも安全性を確認して必要に応じて変更をしているようですが、私の住む本田の緑町付近で、もやいの家様の西側の道路を小学校に向かって北進する市道2-1151号線があります。こちらの道路は、その1つ目の交差点である市道2-1071号線との交差点は、東、西、南の3方向から複数の登校班が集結する状況です。

そして、その交差点は車の迂回路に使われ、朝はスピードを出す車がとて多く見受けられます。東西、そして南北の双方に一旦停止もありません。地図で見る限りは、それほど危険な交差点には感じられず、またふだんの交通量も決して多くない交差点です。

しかし、御相談を受けて子供たちが登校する時間帯を私も何度か調査しましたが、100人程度の小学生が3方向から集まり横断をする中を車が走り抜け、何度も危険だとひやっとしたことがあります。ちなみに、その次の北にある交差点も大変危険な交差点ですが、そちらは毎朝、地域の見守り隊の方々が子供たちの安全を見守ってくださっております。

このように安全が担保されていない道への通学路への変更の受付はどのような審査があるのか質問させていただきます。

また、ほかにも通学路として危険な箇所に対し、子供たちを守る学校側の対策はありますか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 通学路の変更についてですが、変更にあたっては、交通状況や周辺環境の変化に応じて柔軟に対応はしております。例えば、子ども会の人数や交通量の変化、道路の開通等による影響を考慮して、学校が子ども会や自治会、PTA、警察などと交通量、道路の幅員、視認性等について検討しながら決定をしております。

また、このような通学路の変更の多くは、子ども会からの要望を受けて行っていると聞いております。通学路の危険箇所については、先ほどお話もありましたが、教育委員会が開催している通学路安全推進会議において、危険箇所についての情報を共有し、道路管理者、警察、学校代表者、市役所関係課で対策を検討しています。危険箇所については、教職員や児童・生徒、保護者からの情報だけでなく、登下校を見守ってくださっている方などからも随時情報提供いただくなどして、地域とも連携協力して対応をしております。

また、学校においては、登下校時の安全教育を充実させることが求められております。実際には、年度始めや長期休業前等に登校班ごとで集まり、登下校時の約束や危険箇所の確認を行ったり、教職員が定期的に危険箇所での安全指導を行ったりしています。その際には、日頃から子供たちの登下校を見守っていただいている見守り隊の方からの御意見も踏まえて注意喚起をしております。長期休業日の前後や交通事故、道路交通法の改正等があった際には、全校放送や集会にて交通ルールや危険回避の方法等を指導しています。

登下校の安全指導は一過性のもではなく、継続的な取組が必要です。定期的な見直しや評価を行い、その結果を基に改善策を講じていくことで、より安全な通学環境の実現を目指してまいります。今後も、児童・生徒の安全確保に向けて、学校、地域、関係機関等と連携をしながら全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 子供たちの安全のために、地域の方や、それから関係各所、また先生方の職務を超えた安全対策には感謝しております。さらなる安全対策をどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、中学校の自転車登校について質問いたします。

市内3つの中学校の登校に関して、家から学校までが1.7キロ以上ある生徒の自転車通学を許可している中学もあれば、おおよそ2キロ以上で自転車通学を許可する中学校もあります。そして、特別な理由がない限りは自転車登校が禁止の中学もあります。

我が家の息子たちは片道2キロ以上の道のりを徒歩で中学校に通っておりましたが、これが日々の負担となっておりました。冬になると部活が終わって6時30分頃学校を出ると帰宅する頃にはもう既に暗くなっております。通学路の街灯が十分でないエリアも存在しており、安全性の面でも大きな懸念が生じております。重ねて、昨今の異常気象により、夏の暑さの長時間の歩行による登下校の安全面も気になるところでございます。

市内の中学校の通学について、学校ごとにそれぞれの経緯があり、規定があるようですが、同じ市内の中学校なので、教育委員会として条件を同じにするお考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 中学校の自転車登校についてお答えします。

子供たちが安心して安全に学校生活を送るための規定については、学校ごとに決まっており、登下校に関わる規定も同様です。自転車通学に係る規定においても、各校区の地理的事情や歴史的経緯により異なっています。登下校において最も重要なことは、生徒の安全・安心を確保することです。そのために、防犯上の問題などの社会環境や熱中症などの自然環境を考慮しながら対策を行っていくことは重要であると考えております。

市内の中学校のうち、2校は自転車通学を認めています。自転車通学を行っていない中学校においても、先ほど述べました熱中症などの自然環境の変化に対応するために、令和5年度には部活動加入者のうち、通学距離が2キロ以上の生徒を対象に、6月中旬から9月末までの間、自転車通学を可能としました。

また令和6年度は、その対象を部活動加入者だけでなく、通学距離が2キロ以上の生徒とし、加えて日没との関係などから、この12月から1月までの間、自転車通学を可能とするなど、より子供の安全・安心を確保するために努めてきております。このようなプロセスを経て、今年11月には自転車通学検討委員会を学校で設置し、生徒の安全・安心な登下校の在り方について検討しているところです。

教育委員会としましても、生徒のより安全・安心な登下校の実現に向け、自転車通学検討委

員会の進捗状況を把握するとともに、学校と連携をして対応していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 自転車通学検討委員会が立ち上げられたということで、今後、その学校ごとの歴史や経緯などを踏まえた上で、子供たちに最善な方向に進むことを願っております。

では最後に、子供に関して、学校、家庭、地域、福祉の連携が速やかにかつ適切に取れているのかを御質問いたします。

今年1月に、当時はこどもまんなかサポーター宣言をしましたが、これは誰もが未来を描き、希望を持って心豊かに成長ができるよう、子供を真ん中に据え、さらなる取組を推進するという重要な意図の下に行われた宣言です。

様々な施策が行われておりますが、この宣言を具体化するためには、子供たちを中心として、学校、家庭、地域、そして必要に応じて福祉がしっかりと連携することが不可欠です。多様な家庭がありますが、だからこそ、家庭が学校と適切な距離感を保つことの重要さがますます高まっております。

また、子ども会や自治会といった地域との関わりが希薄になりつつある現状では、子供たちにとって大きな損失となる可能性があります。地域のつながりが薄れることで、子供たちが社会性を育む場や安心して過ごせる環境が失われるかもしれないという懸念があります。学校、家庭、地域、そして福祉の連携を強化するのが子供たちにとってよりよい未来を描くための基盤であると考えます。

これらの観点を踏まえた上で、現在の状況についてお伺いいたします。

学校と家庭、地域、福祉の間で連携は十分に現在取れているのでしょうか。それぞれの役割分担が適切に機能しており、子供たちのために迅速かつ的確な対応が取られているのでしょうか。もし何か課題や今後改善すべき点があるとするれば、そちらについても教えていただきたいです。

また、現場での取組や具体的な事例もあれば、ぜひお聞かせ願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校、家庭、地域、福祉の連携は、子供たちの健全な成長と発達を支えるために非常に重要な要素だと思います。

近年、教育現場では、子供たちが直面する様々な課題に対して、学校だけでなく家庭や地域、福祉機関が一体となって取り組む必要性が高まっています。そうした中、議員が言われたように、瑞穂市がこの1月4日に行ったこどもまんなかサポーター宣言の趣旨にありますように、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指し、それぞれの立場で何ができるのかを考えてアクションを起こすことが求められております。

その具体的な取組の一つに学校運営協議会があると思います。学校運営協議会は、中学校区ごとに設置しており、協議会には学校や保護者の参加はもとより、自治会長、民生委員、主任児童委員、青少年育成推進委員の方などに委員として参加していただいております。学校、家庭、地域、福祉等が一体となって、学校運営の改善や子供たちの健全育成に取り組んでいます。

そのために、学校運営協議会では、義務教育の出口を見据え、中学校を卒業する段階でどのような子供を育てたいのかを校区の小学校、中学校、家庭、地域が共有し、それぞれが主体者として連携・協働しながら子供たちの育成に関わっております。

また、市内には家庭環境により様々な影響を受けている子供たちもいます。特に支援が必要な子供たちに対しては、教育と福祉の連携による切れ目のない支援が求められます。そのため、学校、教育委員会、福祉機関等が連携し、支援が必要な子供たちやその保護者が一貫した支援を受けられるよう体制の構築に努めています。今後もこの連携を強化し、子供たちが安心して成長できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

子供たちが希望を持って未来を描ける社会の実現に向けて、私たちを含めた各局力を合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもって一般質問を終わらせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 5番 今井充子君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 宮川頌健君の発言を許します。

宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 改めまして皆様、こんにちは。

議席番号1番、創緑会、宮川頌健です。

議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告に従い質問させていただきます。

今回私が質問させていただく内容は、主に子育て、教育に関わる分野についてです。

令和2年の国勢調査によれば、瑞穂市は人口の平均年齢が42.60歳であり、全国の数ある市町村のランキングでも30番目に若いまちとなっています。

また、ゼロ歳から14歳、15歳から64歳の人口の割合も県内で1位となっています。このような若いまち瑞穂市にとって必要な行政サービスとは一体何なのかという目線で質問させていた

だきます。

それでは、まず初めに、本年9月より運用が開始されましたみずほすくすくナビについて質問します。

瑞穂市では、第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に、「子どもたちとともに育つまち・みずほ」～安全・安心な子育て支援の輪～を掲げ、現在、様々な子育て支援を実施しています。妊娠中の方に5万円相当のギフト、御出産された方に振興券5万円を給付する出産・子育て応援給付金事業、第2子以降のお子様1人につき10万円を支給する第2子以降出産祝い金、18歳までの医療費を助成する福祉医療費助成制度、お母さんとお子さんが訪問型、通所型、宿泊型でケアを受けることができる瑞穂市産後ケア事業など、子育て世帯の経済的・心理的負担を軽減し、安心して子育てができる取組を行っています。

これらの事業に加え、さらにオリジナルの子育て支援アプリの導入に至った背景と目的について説明をお願いします。

また、どのような市民のニーズに応えるために開発されたものでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 宮川議員の御質問にお答えさせていただきます。

子育て支援アプリの導入の背景と目的でございますが、子育てに関する情報発信としては、これまで子育てサイト、瑞穂市ままフレを運用しておりましたが、このサイトの利用頻度についてですが、平均閲覧ページ数が1.98ページであり、平均滞在時間は46秒と閲覧しても長時間利用いただいておりますが、興味を示していただけていないと思われる数値となっております。このような閲覧の回数や時間の利用状況などを鑑みまして、子育てサイト、瑞穂市ままフレについては、2024年3月末をもって終了をさせていただきました。

その代替えの情報発信をどのようなものにするかを関係課とも協議をした結果、現在はほとんどの方がスマホを所持しておられ、気軽に情報を得られるアプリが有効的であるとの判断から、妊婦・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援のより一層の充実を図るために、子育て応援アプリみずほすくすくナビの運用を令和6年9月から開始したものでございます。

また、費用面についても、今までの瑞穂市ままフレサイトの運用費用約200万円と比較をいたしまして、子育てアプリは、基本パッケージ料は年33万円と安価であるという点も導入の理由の一つに上げられます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） それでは次に、利用状況の現状について確認させてください。

アプリの現在の利用者数や年齢層ごとの利用割合など具体的な利用状況を教えてください。

また、想定していた利用目標に対して、現状はどの程度達成されているのかについてもお答えください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 利用状況の現状といたしましては、まだ運用を始めて間もないことから、詳細な利用状況の把握はできておりません。登録者数につきましては、令和6年12月13日現在で477人となっております。

なお、登録者の方の子供さんの人数は、胎児を含め613人ということになっております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） それでは次に、機能と評価の課題についてお尋ねします。

現時点で提供されている機能、例えば子育て情報の提供であったり、相談窓口の案内、予防接種のスケジュール管理などがありますが、それらについて市民からの評価やフィードバックなどはどのようなものが寄せられていますか。

また、改善が必要とされている課題などもあればお答えください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 機能の評価と課題についてでございますが、こちらも運用開始後間もないことから、まだ評価する段階には至っていないと考えております。今後、多くの方に御利用いただくことで、いろいろな課題が出てくるかと思っておりますが、その段階で評価をいたしまして、よりよい子育てアプリとなるように改善をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

次に、情報の更新頻度と信頼性についてお尋ねします。

アプリ内で提供されている情報の更新頻度や信頼性を確保する取組について詳しく教えてください。

また、情報が古くなっているといった、そのような声もあれば教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 情報の更新頻度につきましては、このアプリはほとんどが市のホームページの情報を共有しております。市のホームページの該当ページの情報の更新頻度とほぼ同じとなっております。

情報の信頼性についてでございますが、過去の情報掲載などによりまして混乱を招くことのないように、速やかな情報の更新に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） それでは、続いて周知活動の現状についてお尋ねします。

現在、アプリの存在や利便性を市民にどのように周知していますか。特に利用が期待されている若い世代や子育て世代に向けて、さらなる認知向上を図るための具体的な取組はありますか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 子育てアプリの周知につきましては、子ども支援課の窓口において、妊娠届や出生届、転入の際に紹介をし、公立保育所においては全員にチラシを配付いたしまして、図書館などの公共施設などでも啓発を行っております。

今後、いろいろな場で積極的に周知啓発を行っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） それでは続いて、今後の展望と予算についてお尋ねします。

今後、アプリの拡充や新機能の追加などは計画していますでしょうか。また、そのための予算やリソース配分について、現状どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今後の展望といたしましては、アプリの利用者からの意見を吸い上げまして、新規に必要な機能の追加や既存の機能の改善に努めていきたいというふうに思っております。

なお、予算につきましては、毎年基本パッケージ料として年33万円が必要となりますが、新たに機能を追加した場合には追加費用が必要になります。新規機能の追加については、追加の費用も含め、慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

昨日の横田議員の一般質問でもありましたが、民間の放課後児童クラブの情報などをアプリ内の対象の利用者に届けるなど子育て世代に特化した適切な機能の追加をお願いいたします。

それでは、続きまして、他自治体との連携や事例研究についてお尋ねします。

他自治体の同様アプリとの比較や参考にしている事例などはありますか。

全国では約300の自治体の子育てモバイルを導入していますが、市独自の強みや差別化ポイントをどのように位置づけていらっしゃるでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 他の自治体との連携についてでございますが、このアプリを立ち上げる際に、先に導入してみえる先進自治体に出向きましてアプリの機能や利用者の評価、アプリの運用を含めた利便性などを聞き取りさせていただきました。アプリ間の連携は難しいとは思っておりますが、先進自治体の情報を積極的に収集しながら、本市としても取り入れられる部分は取り入れていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 現代の子育て世帯は、ほぼ保護者全員がスマートフォンを所有している状況にあります。したがって、利用を促進するためには、このアプリを使用するメリットをさらに大きくしていくことが必要になってくると考えています。

例えば、現在、紙で発行しているかきりん振興券のデジタル版をこのアプリ内でターゲットを絞った上で発行したり、来年度より開始が予定されていますエコ・アクション・ポイントとひもつけて子育て世帯にはポイントを2倍にし、支援を手厚くしたりと、デジタル化の推進とともに利用者の増加を狙っていくことも視野に入れるべきだと考えています。

この子育て応援アプリは、市独自の特色を発揮しやすいツールであると考えられるので、今後はさらに先進的な取組を導入し、フィードバックを得てこれを繰り返す挑戦的な取組を期待し、次の質問に移ります。

次に、教育現場の現状についてお尋ねします。

まずは、教職員の働く環境についてです。

11月現在、瑞穂市の小・中学校の教職員において、産休、育休、病休、休職などで補充ができず、人員不足は何名ですか。また、男性の育休取得者は何%ですか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず、現時点での市内の教職員の産休、育休、病休、休職の状況についてお伝えします。

産休、育休者は34名、病休者はおりません。休職者が6名です。それから、男性育休取得者については1名です。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

学校現場は1名でも教職員が不足した場合、ほかの教職員が代わりに授業を行ったり、朝の会、帰りの会、給食、掃除の指導を行わなければなりません。学校によっては教頭先生が担任の代わりにしなければならぬとも聞きます。年度当初からお休みの場合は、常勤講師が配置されるのに、年度途中ではなかなか講師が見つからない状況もあります。また、今後育休を取得する男性教員がさらに増えることが予想されます。

しかし、同僚の方がその分、授業などで負担が大きくなれば、同僚の方々の健康面も心配となります。その結果、同僚に気兼ねして育休取得を控えられる方もあるかもしれません。安心して育休制度を利用できる学校現場にしていきたいです。ぜひ補充の常勤講師、非常勤講師の確保を強くお願いいたします。

他市では、市独自で授業ができる講師を採用しているところもあると聞きます。ぜひ瑞穂市でも講師確保のためによろしくお願いいたします。

次に、外国人生徒への対応についてお尋ねします。

現在、小・中学校において、どのような国籍の外国人生徒がいるのか、またその外国人生徒への支援の現状についてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和6年5月1日現在の数字ですが、外国籍児童・生徒は178名在籍しております。そのうち96名が日本語指導が必要な児童・生徒です。瑞穂市では、そうした指導が必要な児童・生徒に対して、初期指導教室や日本語指導教室を設置しています。

また、教員だけではなく、県費による外国人児童・生徒適応指導員を活用したり、それから市費による日本語指導員の巡回指導、それから、これも市費ですが、外国人児童・生徒支援員の配置などにより支援体制を整えて対応をしております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 昨年度末の瑞穂市の人口に占める外国人の割合4.8%と、県内でも5番目の割合となっています。このような現状の中で、さらに手厚いサポートをお願いいたします。続きまして、不登校支援についてお尋ねします。

瑞穂市では、適応指導教室、アジサイスクールがあり、様々な理由で学校に登校することが難しい子供たちに支援を行っていただいております。利用者について、小学生、中学生の過去3年間の状況をお答えください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） アジサイスクールの通室児童・生徒の数ですけれども、令和3年度は11名、令和4年度は9名、令和5年度は7名、今年度は11月現在の人数ですが、10名となっています。年度によって状況は異なりますが、小学校の高学年の児童や中学生の通室生が多いと

いう傾向があります。以上です。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） それでは、学校内の別室に登校している小学生、中学生はいますか。また、過去3年間どのような推移になっているのか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教室に入りづらく、校内教育支援センターと呼んでおりますが、そこで過ごしている児童・生徒数ですけれども、これも令和3年度は18名、令和4年度は27名、令和5年度は47名、令和6年度11月現在は45名です。各学校における校内教育支援センターの整備が進んで、一人一人にとって心地よい居場所を確保できたことが増加した要因だと考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

私は適応指導教室も大切ですが、学校内の相談室、また校内フリースクールも大切な場所であると考えています。

相談室では、常勤講師などの加配が認められているのでしょうか。もし学校の先生方が当番を決めて相談室登校の生徒を支援してみえるようであれば、負担が大き過ぎると思います。加配の先生方を確保するだけでなく、教員免許のある支援員を市独自で採用したり、地域のボランティアスタッフを募ったりしてはどうでしょうか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） ただいまのは、質問事項に入っていないということで、次の質問を。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 学校の先生方が笑顔で勤務していただけるような環境をつくるのが、ひいては子供たちにとっても魅力のある学校につながるのではないのでしょうか。ぜひできることから着手し、学校現場の先生方のバックアップをしていただきますよう、強くお願いいたします。

現在、瑞穂市の小・中学校でフリースクールに通っている子供は何名いらっしゃいますか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） フリースクールというのは、校内ではなくて、外のという、そういう意味合いですね。

学校外のフリースクールを利用している児童・生徒は、11月現在では小学校では4名、中学

校では7名います。学校ではフリースクールと連携を図りながら、その出席状況とか、学習状況の連絡を取り合って、常に情報は共有しています。フリースクールでは、小・中学校の学習内容について、1人1人が学習状況に合わせてICT機器なども活用しながら学習を行っているという話を聞いています。学校からも保護者や本人への電話連絡や家庭訪問を行って本人と話をして、フリースクールでどのように過ごしているかというのを確認したりして、その中で、本人の意向であるとか、本人のペースに合わせて、場合によっては放課後登校による学習支援を促したりするなど、社会的自立に向けて本人の実態に合わせた支援をしているところです。以上です。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） ありがとうございます。

不登校などは取り巻く環境によっては、どの子供にも起こり得るものであると考えられます。不登校は決して問題行動ではありません。現在ある適応指導教室アジサイスクールや校内フリースクールの充実、そして民間団体のフリースクールとの連携をより強く図っていただきますようお願い申し上げます。

それでは最後に、情報モラル教育についてお尋ねします。

現代の情報社会では、一人一人が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度が大切であるとされています。誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになる情報社会では、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。このような情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適切な活動ができる考え方や態度が必要となってきます。

今回、情報モラル教育について取り上げた理由に、スマートフォンの登場による急速な社会変化があります。2007年に初代iPhoneが発売され、その僅か8年後の2015年にはスマートフォン国内普及率が50%に達しました。そして2024年現在、97%に達し、大人から子供までがすぐに情報に接することができる現状が出来上がっています。このような現代社会において、スマートフォンは一つの道具、ツールとして非常に利便性が高く、社会生活から切り離すことができません。

しかし、使い方によっては非常に危険なツールになることもあり、児童・生徒が巻き込まれる事件も多く、ネット上のいじめ等、顕在化していないトラブルは相当の数に達すると考えられます。既にコンピューターやスマートフォンを利用している児童・生徒への情報モラル教育はもちろん必要ですが、これから新たに触れていく初期段階の児童・生徒に対しても、情報社

会の光の部分とともに、その影の部分に関する具体的な事例、それに伴うルール決めや遵守すべき項目を明確に理解させる必要があると考えます。

また、家庭の教育力や地域の機能の低下、スマートフォンの普及等により、人間同士の関わり合いやコミュニケーションの不足を生じさせています。特に、児童・生徒のネットワーク上のコミュニケーションの拡大がコミュニケーション力に影響を与えていると考えられます。

一般的に対人関係のコミュニケーションが苦手な児童・生徒がその不安な気持ちを埋める場所として、ネットワーク上のコミュニケーションに傾倒している場合があります。ネットワーク上のコミュニケーションは、参加者全員が匿名という場合もあり、通常のコミュニケーションとは大きく性質が異なるものであります。

しかし、児童・生徒はその理解度が薄いのが現状であります。結果的にネットワーク上では誹謗中傷の言葉や表現が数多く掲載されることや有害情報サイトへの誘導が行われるなど、児童・生徒を危険な環境に陥れている場合もあります。児童・生徒に対して、ネットワーク上と社会生活上のコミュニケーションは異なる特性があることを理解させるとともに、相手の立場に立ち、思いやりのある行動はネットワーク上でも必要であるということを明確にし、日常的な行動として指導を行い、身につけさせることが必要であると考えられます。

以上のような状況を踏まえて、当市の情報モラル教育の現状と見解をお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市では、令和2年度末に市内全ての児童・生徒にタブレット端末を配付して活用しています。授業では、児童生徒一人一人が課題解決に向けてインターネットなどから情報を収集したり、プレゼンテーションアプリや学習支援ツールを活用して自分の考えをまとめたりするなど大変有効に活用しています。

その一方で、議員も言われたように、スマートフォンやICT機器については、その使用方法によっては知的財産の侵害や健康被害など課題もあります。そのような現代社会において、インターネットやSNSの普及に伴い、子供たちが直面するリスクや課題はより増加しており、情報モラル教育は非常に重要であると考えます。

教育委員会では、情報モラル教育として主に次の3点について指導を行っています。

1つ目は、自分や他人の個人情報を正しく扱うなど情報社会での行動に責任を持つこと。

2つ目は、インターネット上での情報の正しさや安全性を自分自身でも確認しながら活用し、犯罪被害を含む危険を回避するなど情報を正しく安全に利用できること。

3つ目は、長時間の利用による生活リズムや健康状態の悪化などコンピューターなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することです。

これらの知識を身につけることで子供たちは自らを守る力を養い、他者を尊重する態度を育むようにしております。学校では、学級活動、学活や道徳、それから技術・家庭の授業をはじめ

め、全教育課程において実際に機器を使用する中で指導したり、具体的な使用場面を想定しながら指導したりしています。ほかにも、専門家等の講師を招いての講話を実施したり、各家庭でのルールづくりの啓発を行ったりして、児童・生徒への指導とともに家庭との連携を図りながら進めております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 答弁ありがとうございます。

国外を見てみますと、先月、オーストラリアにおいては、16歳未満のSNSの利用をプラットフォーム側に禁止される法案が可決されました。しかしながら、適切な情報モラル教育を受けることにより、デメリットを大きく上回るメリットを子供たちが得られると考えます。

それは、例えばテレビや新聞などでは報道し切れないような真実をSNSを通じて得ることができたり、現地に行かなければ会えないような外国人のような人と国際交流を得て可能性を広げることができたりといったことが考えられます。今後は、AIの発展により、さらに情報の適切な処理能力が問われる社会がやってくると考えられます。情報モラル教育の重要性の認識等、適切な教育をお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 1番 宮川頌健君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時55分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 皆様、改めまして、こんにちは。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

市民の皆様、本日は傍聴いただき誠にありがとうございます。本日は、以下の2つのテーマについて質問をさせていただきます。

1つ目は、未来をつなぐ包括的性教育の取組について、2つ目は、子供の小さな声を拾い上げる相談体制について、以下、質問席にて進めさせていただきます。

初めに、瑞穂市における包括的性教育について伺いたいと思います。

令和5年6月23日、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が施行されました。この法律の施行により、学校教育においても教育や啓発、教育環境の整備、相談体制の確保が求められるようになりま

した。

その中で特に重要な役割を果たすと考えられるのが、今回取り上げる包括的性教育です。この包括的性教育とは、生殖に関する知識だけではなく、性交、避妊、ジェンダーの理解、人権、多様性、人間関係、さらには性暴力の防止など幅広い内容を含む性教育を指します。多くの国では、ユネスコが示す国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいて実施されていますが、日本においてはこの分野での取組がまだ十分とは言えない状況にあります。

現在、インターネットやSNSが広く普及し、子供たちや若者が誤った性の情報や過激な内容に触れる機会が増えております。そのため、責任ある意思決定ができるよう、正確な知識や適切な価値観を身につけるための教育が欠かせません。

しかしながら、多くの家庭では、性に関する話題を子供たちに伝えることが難しいと感じる親御さんも少なくありません。こうした現状を踏まえ、LGBT理解増進法の施行を契機に、学校教育の中で包括的性教育をより一層推進していく必要があると考えます。

また、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、5歳から18歳までの4つの年齢グループ、5歳から8歳、9歳から12歳、12歳から15歳、15歳から18歳に応じた繰り返しの学習が重要だとされております。

そこで、1つ目の質問です。

市内の幼稚園における包括的性教育の実施状況について伺います。何歳からどのようなことを、どのくらいの頻度で行われているのか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今お話がありましたユネスコの教育ガイダンスに基づけば、包括的性教育というのは、体や生殖の仕組みだけではなく、人権や人間関係、健康などについて学ぶ教育であり、包括的性教育を発達段階に応じて系統的に行っていくことで、自己と他者を尊重し、健全で安全な生活を送ることができる基礎を築くことにつながるというふうに捉えています。

それでは、まず現在行われている幼稚園の性教育についてお答えをしたいと思います。

ここでは2つの事例についてお伝えします。

1つ目は、プライベートゾーンについてです。

発達段階に応じて基本的な体の部分を知った上で、口や水着で隠れる胸、性器はプライベートゾーンとして大切な部分であり、人に触らせたり見せたりはしないことを日常の生活場面で繰り返し学んでいます。

2つ目は、命を大切にすることです。

年長児には、年に1回、養護教諭がいのちの教育を行います。赤ちゃんの人形をだっこして自分の成長を感じられるようにするなど幼児にも分かりやすい指導を行っています。

また、母親から自分が生まれたときの喜びを聞くなどして、命の尊さや自他の命も大切にす

ることを学んでいます。このように幼稚園では、まず自分自身の体について正しく理解し、命の大切さについて関心を持つことを重視しております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 保育園でも同じような取組がされているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 市立の公立保育所においても同様に命を大切にすることやプライベートゾーンについて学んでいます。

少し例を紹介します。

保育所では、毎月命を守る訓練として交通安全指導や避難訓練を実施していますが、その一環として年に1回、岐阜県警察本部生活安全部少年課の幼児等連れ去り事案未然防止教育の専門チームであるたんぼぼ班の方に来ていただき、3歳以上児を対象に不審者対応訓練を実施しています。

たんぼぼ班の講話では、連れ去り防止が主な内容になりますが、性被害に遭わないための講話、体の大切な場所、いわゆるプライベートゾーンについてのお話もしていただいております。小さな子供たちは性的な被害を受けていながら、知識がないために被害を訴えられない場合があります。たんぼぼ班の講話の中で、自分の体の大切な場所であるプライベートゾーンについて知ること、自分の心と体を守る力を養っております。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 幼稚園、保育園、いろいろな取組があると聞きまして、親御さんたちにとって大変心強い支えになるかと思えます。特に今おっしゃった幼児期のプライベートゾーンの意識ですね、これを育むことは非常に大切だと思いますし、今後もぜひ継続していただきたいなと思えます。

続きまして、小学校における包括的性教育の実施状況について伺います。

何年生からどのようなことを、どのくらいの頻度で行われているのか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 小・中学校での教育についてお答えします。

学校教育においては、体育の保健領域を中心として、他教科での指導も含めて学校教育活動全般で実施しております。具体的に性教育の内容については、小学校学習指導要領体育編、中学校学習指導要領保健体育編に基づいて授業は行っております。

その中、小学校についてですが、小学校では中学年、高学年の体育の保健領域の授業で扱われ、学年ごとに段階的に性教育の授業を指導しています。頻度については、低学年では体育の

授業では行いませんが、心や体の成長や友達との関わり方について学校教育活動の中で随時触れています。

中学年では、身体の発育・発達、思春期の体の変化についての内容を4時間程度、高学年では心の発達、心と体との密接な関係、不安や悩みの対処についての内容を4時間程度扱っております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 年齢に応じた適切な教育が行われているということで安心しました。

さらに、中学校における包括的性教育について伺います。

何年生からどのようなことを、どのくらいの頻度で行われているのか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 中学校における性教育ですが、先ほど言いましたように、主に保健体育の授業の一環として位置づけられております。頻度については、例えば1年生では身体機能の発達、生殖に関わる機能の成熟、欲求やストレスへの対処と心の健康といった内容で6時間程度、3年生では感染症の予防についての内容を3時間程度扱っております。感染症の予防については、性的接触によって起こる性感染症の危険性であるとか、性感染症予防について学び、健康な生活を送るための正しい知識や考えを深めております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 次に、教職員の方々への研修について伺います。

どのようなことを、どのくらいの頻度で行っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 性教育の授業は、実際には小学校では担任や養護教諭、中学校では保健体育担当の教諭や養護教諭が中心となってお互いに連携をして行っております。授業を担当する教諭は、県が主催する研修や保健体育担当や養護教諭のそれぞれの研究会等でお互いに実践を持ち寄って学び合ったり、あるいはお互いの授業を参観したりして、授業における指導力が向上するような取組を行っております。

また、包括的性教育というのが体や生殖の仕組みだけではなく、人権や人間関係、健康などについて学ぶ教育であると捉えるならば、教職員は子供たちに対して適切かつ効果的な指導を行うための基礎を築くことが必要となります。そのために、生徒指導事案の対応でありますとか、教育相談の対応における子供との人間関係づくりなど、市で実施する研修や各学校での事例研修などで実際にロールプレイを行うなどして、実践的なスキルを身につけることも行っております。

それに加えて、情報モラル等に関する研修も子供を指導する上で必要な内容となりますので、毎月定期的に各学校において研修をしているところです。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） すみません、今言ったロールプレイというのは、具体的にどういった内容になりますか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 実際に役割分担をするわけですので、例えば相談する生徒役、相談される教師役というような役割を決めて、こういったらどうやって返す、そうすると、先生が実際に生徒の立場になるので、ああいう言われ方をするとちょっと言いにくいなとか、そういったことで実践練習というか、そういった研修だと考えてください。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

次に、望まない妊娠や中絶、妊娠後の子育てに関する講座についてもお聞きします。

このような講座は実施されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 小・中学校においては、望まない妊娠や中絶、妊娠後の子育てに関する内容ではなく、学習指導要領に示された保健領域の内容を指導しております。その内容については、子供たちの発達段階を踏まえて、担当教諭が養護教諭と連携を図りながら丁寧に指導していくことが大切だと考えております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 次に、多くの家庭では、性に関する話題を子供に伝えるのが難しいという声があります。そのため、家庭で伝えにくい部分を学校がどのように補完し、親子間での性教育を支える仕組みを構築していくお考えかを伺います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 親子間での性教育を支える仕組みの在り方についてですが、体育の保健領域を中心に、日頃の授業や保護者を交えた授業参観などの機会を捉えて丁寧に指導していくことが、親子間での性教育を支える仕組みを構築することにつながっていくと考えています。

実際に学校によっては授業参観でそういった内容を取り扱ったり、PTAの家庭教育学級で外部講師の講話を聴いていただいたりして、性について考えてもらう機会をつくっている学校もありますので、そういった実践について学校間で交流することも重要であると考えておりま

す。

[3 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） そうですね、今言ったみたいに、学校と家庭が連携してオープンに話し合えるような場があると、確かに親としても話はしやすいです。今後も続けていってほしいと思います。

最後に、包括的性教育を拡大していく予定や今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 包括的性教育のことではありませんが、学校教育においては、学習指導要領に基づいて性教育について指導していくことが大切だと考えております。包括的性教育の理念である自己と他者を尊重し、健全で安全な生活を送ることといった内容については、子供たちの実態を踏まえ、学校生活において大切に指導していくことも必要であると考えております。以上です。

[3 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 瑞穂市は、まだまだジェンダー平等やLGBTQへの理解に向けた教育が他の自治体に比べ足りないとお声を市民の方から直接いただきました。学校教育の段階から、今の社会に即した包括的性教育は継続して必要であり、これらの教育を進めている自治体と瑞穂市の子供たちに差が出てしまうことは避けなければならないことであるかと思えます。いじめや性暴力から子供たちを守ることも大人の役目かと思えます。

次の質問に移ります。

子供の小さな声を拾い上げる相談体制についてお聞きします。

1つ目の質問です。

市内小・中学校で報告されているいじめの件数は年間どれくらいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和6年度の10月現在の数字でお答えしたいと思います。瑞穂市内の小・中学校におけるいじめの報告件数ですが、10月現在は小学校で19件、中学校では11件の合計30件となります。昨年度の同時期と比較しますと、ほぼ同程度となっております。以上です。

[3 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 不登校の児童・生徒数はどの程度でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和6年度、今年度の瑞穂市内の小・中学校の不登校児童・生徒数で

すが、10月現在は小学校で42名、中学校で59名、合計101名となっております。この数字は、昨年度の同時期と比較しますと、中学校の不登校生徒数が減少しているという状況がございます。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） いじめや不登校以外で学校の相談窓口や支援体制を利用して寄せられる相談内容にはどのようなものがありますか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） いじめや不登校以外の相談内容としましては、児童・生徒からは学習や仲間関係に関する悩みであるとか、進路に関する相談等があります。保護者からも今言ったように同様の相談もありますが、それ以外にはお子さんの発達に関する悩みなどがあるというふうに聞いています。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） その中で、例えば近年特に増えている内容のものとかって分かりますか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） ちょっとそういったデータは、今持ち合わせておりません。申し訳ないです。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 市内の小・中学校において、悩みを抱えた児童・生徒からの相談窓口などの体制がどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 小・中学校における相談体制としましては、各学校で全児童・生徒に対して、年に数回ですけれども、定期的に心のアンケートを実施して、そのアンケートに基づいて心身の健康や悩み、今一生懸命取り組んでいることなども含めてですけれども、担任と1対1で話をする機会を設けています。

また、相談内容によっては、管理職を含めた関係職員で情報を共有したり、学校の教育相談担当ですとか、それからスクールカウンセラーと共に個別に対応したりするなど子供たちが安心して学校生活を送ることができるように努めております。

一番大事なことは、日頃から子供たちの様子をよく観察して、いつもと表情が違うなという子に対して、教職員がこちらから声をかけるなど積極的な教育相談を行って、いじめや不登校の未然防止を図ることが大事ではないかと考えています。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 児童・生徒に対して、相談窓口やスクールカウンセラーの利用方法はどのように周知されておりますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 相談窓口やスクールカウンセラーの利用方法の周知については、直接担任から子供たちに話をしたりとか、それから学校以外にも相談できる機関があるということを示したチラシとか、小さなカードなんかを配付したりすることで周知しております。

また、スクールカウンセラーと協力して、少しでも自分で言い出せるようにSOSの出し方教育を各学級で行って、不安や心配を自分で抱え込まないこととか、誰でもいいので話しやすい人に相談することの大切さなどを伝えて、少しでも不安や悩みを相談しやすい体制づくりを行っているところです。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 保護者のほうの周知も行っていますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 保護者に対しては子供さんを通じて行っていますし、すぐーるといったメール機能も活用しながら行っているところです。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 先ほど話に出てきましたスクールカウンセラーなんですけれど、スクールカウンセラーはどのような資格を持った方で、どのような業務内容なのでしょう。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） スクールカウンセラーは、一般的には心理学や教育学を専攻して大学を卒業された方が多く、資格として臨床心理士であるとか、それから精神科医の方などをお願いをしてスクールカウンセラーの業務をしていただいております。

業務内容としましては、児童・生徒や保護者との個別面談を通じて心の悩みなどを把握して、適切なアドバイスや支援を行ってもらっています。個々の状況に合わせて、学校や他機関と連携をしての対応を行うこともあります。これによって子供が抱えるストレスや不安を少しでも軽減して、よりよい生活環境を提供することを目的としております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 市内小・中学校でスクールカウンセラーが対応した相談件数は、年間ど

れくらいですか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和5年度における相談件数で申し上げます。年間では128名の児童・生徒がカウンセリングをスクールカウンセラーと実施しました。その中で87名が複数回の相談を行っています。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 128名と今聞いて、結構思っていたより多いなという感じはしました。

この相談件数というのは、やはり増加傾向にあるんですか。

大丈夫です。すみません。

次の質問です。

スクールカウンセラーの各学校への訪問頻度はどれくらいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） スクールカウンセラーの訪問頻度についてですが、学校規模や相談依頼の状況によって異なります。各中学校区には、それぞれ担当するスクールカウンセラーがいますので、中学校区内の小学校と中学校で相談をして、その実態に応じて1か月の訪問の計画を立てます。少ない場合には、月に1回程度、多い場合には週に2回程度、頻度は違いますけれども、定期的にその中学校区内の学校を訪問してもらっています。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） スクールカウンセラーを学校や親に知られずに利用する方法や学校の先生と折り合わない場合でも直接予約が可能かお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今のスクールカウンセラー、学校へのスクールカウンセラーということではないんですが、学校や親を介さずに直接相談できる窓口がありまして、これは岐阜県教育委員会が開設しているSNSを活用した相談窓口とか、電話による相談ができる子どもSOS24や教育相談ほほえみダイヤルの相談窓口があります。これらの相談窓口の中には、夜間や休日を含めた24時間体制で相談できる窓口もありますので、そういったところで相談ができる体制があると思っています。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 突然消えてしまいたいと思った子供が、予約を数日待たずに即時相談できる体制は整っておりますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほどお話をしましたが、まずは日頃から子供たちの様子をよく教職員が観察をして、いつもと表情が違う子には声をかけるなど担任や学校が子供たちの小さなサインを見逃さずに対応することが大切だと考えます。その中で、子供と丁寧に教育相談をして学校内で相談できる先生に話をする機会を設けたり、必要であればスクールカウンセラーと面談する機会を設定していくことだと思いますが、それでも予約を持たずに緊急の相談を要する場合、この場合には、県の事業で、スペシャリストサポート事業というのがあります。それを活用することができます。

これは、いじめや不慮の事故等、いろんなケースがあるんですけども、緊急に心のケアが必要な場合は、専門家を依頼することができる事業です。各中学校区に行っているスクールカウンセラーとは別でカウンセリングをする臨床心理士に依頼をすることが可能ですので、そういったことは体制としてはできていると思います。

また、先ほど紹介した子どもSOS24は、夜間や休日を含めた24時間相談できる窓口ですので、そこでも緊急の相談には対応していただけると思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今お話しされた県のスペシャリストサポート事業というのは、これはこういった周知も一応子供たちにはされているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） はい。教育委員会としては、先ほどのSOSのいろんな相談窓口を通して話をしていると思いますが、実際そういった窓口があるというのは周知しておりますが、もう少しその辺は、より子供たちに伝わるようなことも、実際の実態も含めて、これから考えていくことは必要かと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） そうですね、現状、今すぐ突然消えてしまいたいというような、子供たちからしたら、もうすぐにでも話を聞いてもらいたい、そう思っているときに一々予約は多分できないと思いますし、そういった窓口があるということも知らなければ相談することもできないもので、そういった周知は徹底していただきたいなとは思っておりますし、あと保護者のほうにも、できるだけこういった相談窓口があるということをお伝えいただければなとは思っています。

私もあまり聞いたことがなかったもので、特に、子供たちに聞いても、あまりスクールカウンセラーについてはいまいち分からないようなことをおっしゃっていたので、周知とか、そう

いったことをもう少し徹底していただければと思います。

最後に、拡大していく予定など、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） これからも子供の小さな声を把握することができるように、私自身はこれまで実施していることを丁寧に行っていくことが大事だと考えております。例えば、全教職員で子供たち一人一人の状況を把握するように努めること、校内で実施する心のアンケート等を通して、児童・生徒の心身の健康を把握すること、相談しやすい人に子供が気軽に相談できるような体制を取ること、そしてSOSの出し方教育を通して声を上げてもいいという意識を高めることなど、児童・生徒一人一人に寄り添った支援を、より丁寧に行っていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 近隣の名古屋市では、スクールカウンセラーを全校に1人ずつ常勤として配置したり、あと全国的には24時間365日相談ができる「あなたのいばしょ」といったチャット相談、こういったのを開設したりと、様々な取組が行われております。瑞穂市でもこうした先進事例を参考にしつつ、市独自の取組を進めていきたいと思っております。

以上で私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 3番 北村彰敏君の質問を終わります。

以上で、本日予定していました一般質問は全て終了いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 発言の訂正を申出ます。

○議長（庄田昭人君） 桑原部長より、発言の訂正の申出がありましたので、説明を求めます。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 昨日の若井議員の一般質問時に、[※]本巢市内の根尾川河川敷と発言するところを本巢市内の揖斐川河川敷と発言しましたので、発言の訂正を申出します。

○議長（庄田昭人君） ただいま桑原部長から、昨日の会議における発言について訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時32分